

GRADUATE PROGRAM OF MIDWIFERY,
DOKKYO MEDICAL UNIVERSITY



令和6年度 シラバス
獨協医科大学 助産学専攻科

学籍番号

氏名

助産学専攻科の教育理念

獨協医科大学は「患者さまおよびその家族、医療関係者をはじめ、広く社会一般の人々から信頼される医師および看護職者を育成する」ことをその教育の基本理念としています。

助産学専攻科は、この基本理念に基づき、「豊かな感性と確かな専門知識、優れた判断能力および専門的技術を身につけ、高い実践能力を発揮できるよう教育し、母子保健活動および助産実践活動を通して社会に貢献し、社会から信頼される人材を育成する」ことを教育理念としています。

教育目標

1. 科学的な知識を活用して、根拠に基づく助産が実践できる能力を養う。
2. 女性・子ども・家族の力を引き出し、一つひとつの生命と家族の誕生・成長・発達を助け促す助産が実践できる能力を養う。
3. 広い視野と豊かな感性をもち、助産の対象を多面的にトータルに理解し共感する能力を養う。
4. 保健・医療・福祉におけるチームの一員としての自覚をもち、多職種者と協働しながら、助産師の役割を追求する姿勢を養う。
5. 生涯にわたり専門職としての自覚と責任をもって主体的に考え、学習する能力を養う。
6. 助産学の発展や質の高い助産に貢献することができる助産実践能力を培う。

ディプロマ・ポリシー（助産学専攻科の修了認定方針）

本学専攻科は、修業年限在籍し、所定の単位を修得するとともに、以下の素養を身につけた学生に修了を認定します。

1. 広い視野と豊かな感性、倫理観に基づく助産が実践できる能力を有する。
2. 対象の力を引き出し、一つひとつの生命と家族の誕生・成長・発達を助け促す助産が実践できる能力を有する。
3. 対象を多面的にトータルに理解し、科学的な知識を活用して根拠のある助産が実践できる能力を有する。
4. 保健・医療・福祉におけるチームの一員としての自覚をもち、多職種者と協働しながら、助産師の役割を実践する能力を有する。
5. 質の高い助産実践能力を持ち、助産学の発展に貢献する能力を有する。

カリキュラム・ポリシー（助産学専攻科の教育課程編成・実施方針）

本学専攻科は、教育理念である母子保健活動および助産実践活動を通して社会に貢献し、社会から信頼される人材を育成するためカリキュラムを基礎助産学領域・助産学実践領域・助産学発展領域の三つの領域を編成し運営します。

1. 系統的段階的に助産師としての基本的な必須能力（知識・技術）を学ぶ。
2. 助産の対象を多面的にトータルに理解し、助産師の役割・責務を学修するとともに、対象を理解するための豊かな感性と倫理観を学ぶ。
3. 女性の生涯にわたる健康および家族発達への支援を学ぶ。
4. 地域における母子保健の現状を理解し、助産師の役割と責務を学ぶ。
5. 助産実践のために必要な基本的な助産実践能力を養う。
6. 助産学の基盤となる科学的根拠に基づく実践と生涯にわたり自己研鑽し続ける姿勢を培う。

目 次

2024 年度 獨協医科大学助産学専攻科 年間計画・教育課程・時間割

【基礎助産学領域】

助産学概論	1
ウイメンズヘルス概論	3
性と生殖の形態・機能	4
周産期医学	5
乳幼児発達論	6
家族の心理・社会学	7
生殖と生命倫理	8

【助産学実践領域】

助産診断・技術学Ⅰ（妊娠期）	9
助産診断・技術学Ⅱ（分娩期）	11
助産診断・技術学Ⅲ（産褥期）	12
助産診断・技術学Ⅳ（新生児期・乳幼児期）	14
助産診断・技術学Ⅴ（ハイリスク）	16
助産診断・技術学演習	17
健康教育方法論	19
地域母子保健	21
助産管理学	23
助産学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	25

【助産学発展領域】

助産学研究	28
Evidence-Based Practice	30
ウイメンズヘルス支援	31

【獨協医科大学規程】

獨協医科大学助産学専攻科規程	34
獨協医科大学助産学専攻科履修規程	37
獨協医科大学個人情報保護規程	40

2024年 年間行事予定

4月	入学式	4月10日(水)
	新入生オリエンテーション	4月11日(木)
	前期授業開始	4月12日(金)
	定期健康診断	4月12日(金)
	開学記念日	4月23日(火)
7月	前期試験	7月23日(火)～7月25日(木)
	夏季休暇	8月3日(土)～8月20日(火)
9月	助産学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	9月9日(月)～12月6日(金)
12月	冬季休暇	12月21日(土)～1月5日(日)
1月	後期授業開始	1月6日(月)
2月	助産師国家試験	2月
3月	修了式	3月

(注：上記予定は変更することがある)

獨協医科大学助産学専攻科教育課程

区分	科目名	単位 時間	時間 数	コマ 数	単位数		修了 要件
					必修	選択	
基礎助産学領域	助産学概論	15	15	8	1		必修 36 単位 + 選択 1 単位 以上
	ウイメンズヘルス概論	15	15	8	1		
	性と生殖の形態・機能	15	15	8	1		
	周産期医学	15	15	8	1		
	乳幼児発達論	15	15	8	1		
	家族の心理・社会学	15	15	8	1		
	生殖と生命倫理	15	15	8	1		
助産学実践領域	助産診断・技術学Ⅰ（妊娠期）	15	30	15	2		
	助産診断・技術学Ⅱ（分娩期）	15	30	15	2		
	助産診断・技術学Ⅲ（産褥期）	15	30	15	2		
	助産診断・技術学Ⅳ（新生児期・乳幼児期）	15	30	15	2		
	助産診断・技術学Ⅴ（ハイリスク）	15	15	8	1		
	助産診断・技術学演習	30	60	30	2		
	健康教育方法論	30	30	15	1		
	地域母子保健	15	30	15	2		
	助産管理学	15	30	15	2		
	助産学実習Ⅰ	45			1		
	助産学実習Ⅱ	45			10		
	助産学実習Ⅲ	45			1		
助産学発展領域	助産学研究	30	30	15	1		
	Evidence-Based Practice	15	15	8		1	
	ウイメンズヘルス支援	15	15	8		1	
					36	1 以上	37 以上

2024年度 時間割(前期)

2024.1

	月					火					水					木					金				土		
	1	2	3	4		1	2	3	4		1	2	3	4		1	2	3	4		1	2	3	4	1	2	
4月	1				2					3					4					5					6		
	8				9					10	入学式 宇都宮市文化会館大ホール				11	オリエンテーション 第1回オリエンテーション				12	助産学概論①	助産学概論②	地域母子保健①	地域母子保健②	13	圖書館オリエンテーション 16:20~	
	15	情報基盤センターオリ	乳幼児発達論①	周産期医学①	周産期医学②	16	助産学概論②	助産学概論③	地域母子保健③	地域母子保健④	17	ウィメンズヘルス概論①	ウィメンズヘルス概論②	健康教育学方法論①	健康教育学方法論②	18	助産管理学①	性と生殖の形態・機能①	地域母子保健④	助産学概論③	19	性と生殖の形態・機能②	性と生殖の形態・機能③	健康教育学方法論③	健康教育学方法論④	20	
	22	助産管理学②	乳幼児発達論②	周産期医学③	周産期医学④	23	開学記念日				24	健康教育学方法論③	健康教育学方法論④	助産学概論④	助産学概論⑤	25	EBP①	性と生殖の形態・機能④	助産学概論④	助産学概論⑤	26	性と生殖の形態・機能⑤	性と生殖の形態・機能⑥	周産期医学⑤	周産期医学⑥	27	
	29	昭和の日				30	助産学概論④	助産学概論⑤	助産学概論⑥	助産学概論⑦	1	助産学概論③	助産管理学④	健康教育学方法論⑥	入学後個人面談	2	EBP②	性と生殖の形態・機能⑤	助産学概論⑤	助産学概論⑥	3	憲法記念日				4	みどりの日
5月	6	こどもの日振替				7	助産学概論④	助産学概論⑤	ウィメンズヘルス概論③	助産学概論④	8	助産管理学④	助産管理学⑤	健康教育学方法論⑦	健康教育学方法論⑧	9	EBP③	性と生殖の形態・機能⑥	助産学概論⑥	助産学概論⑦	10	助産学概論⑥	助産学概論⑦	ウィメンズヘルス概論④	助産学概論⑧	11	
	13	助産管理学⑥	乳幼児発達論③	周産期医学⑦	周産期医学⑧	14	助産学概論⑤	助産学概論⑥	ウィメンズヘルス概論④	15:30~4時 総合ワクテン・B型肝炎ワクチン①	15	助産学概論④	助産学概論⑤	助産学概論⑥	助産学概論⑦	16	EBP④	ウィメンズヘルス概論①	助産学概論⑦	助産学概論⑧	17	性と生殖の形態・機能⑦	性と生殖の形態・機能⑧	助産学概論⑨	助産学概論⑩	18	
	20	助産学概論⑥	乳幼児発達論④	助産学概論⑦	地域母子保健⑤	21	健康教育学方法論⑧	健康教育学方法論⑨	地域母子保健⑥	地域母子保健⑦	22	助産学概論⑦	助産学概論⑧	ウィメンズヘルス概論②	ウィメンズヘルス概論③	23	EBP⑤	助産学概論⑧	助産学概論⑨	助産学概論⑩	24	助産学概論⑩	助産学概論⑪	地域母子保健⑥	地域母子保健⑦	25	
	27	乳幼児発達論⑤	助産学概論⑧	助産学概論⑨	助産学概論⑩	28	助産学概論⑨	助産学概論⑩	地域母子保健⑧	地域母子保健⑨	29	助産管理学⑧	産科助産学 産科助産学 産科助産学	助産学概論⑩	助産学概論⑪	30	EBP⑥	助産学概論⑨	助産学概論⑩	助産学概論⑪	31	家族の心理・社会学③	家族の心理・社会学④	助産学概論⑪	助産学概論⑫	1	
6月	3	助産学概論④	乳幼児発達論⑥	乳幼児発達論⑦	乳幼児発達論⑧	4	助産学概論⑩	助産学概論⑪	助産学概論⑫	助産学概論⑬	5	健康教育学方法論⑪	健康教育学方法論⑫	ウィメンズヘルス概論④	ウィメンズヘルス概論⑤	6	EBP⑦	助産学概論⑩	性と生殖の形態・機能⑩	性と生殖の形態・機能⑪	7	家族の心理・社会学④	家族の心理・社会学⑤	助産学概論⑫	助産学概論⑬	8	
	10	助産学概論⑤	助産学概論⑥	助産学概論⑦	助産学概論⑧	11	助産学概論⑪	助産学概論⑫	助産学概論⑬	助産学概論⑭	12	助産管理学⑪	助産管理学⑫	助産学概論⑫	助産学概論⑬	13	助産学概論⑪	助産学概論⑫	助産学概論⑬	助産学概論⑭	14	家族の心理・社会学⑤	家族の心理・社会学⑥	性と生殖の形態・機能⑫	性と生殖の形態・機能⑬	15	全国助産師教育協議会総会(東京女子医)
	17	助産学概論⑥	助産学概論⑦	助産学概論⑧	助産学概論⑨	18	助産学概論⑫	助産学概論⑬	助産学概論⑭	助産学概論⑮	19	助産学概論⑫	助産学概論⑬	助産学概論⑭	助産学概論⑮	20	EBP⑧	健康教育学方法論⑬	助産学概論⑭	助産学概論⑮	21	助産学概論⑮	助産学概論⑯	助産学概論⑯	助産学概論⑰	22	
	24	助産学概論⑦	助産学概論⑧	助産学概論⑨	助産学概論⑩	25	助産学概論⑬	助産学概論⑭	ウィメンズヘルス概論⑤	ウィメンズヘルス概論⑥	26	健康教育学方法論 プレコンセプションケア リハーサル、準備	健康教育学方法論⑮	健康教育学方法論⑯	健康教育学方法論⑰	27	助産学概論⑮	助産学概論⑯	助産学概論⑰	助産学概論⑱	28	助産学概論⑱	助産学概論⑲	助産学概論⑲	助産学概論⑳	29	
7月	1	助産学概論⑧	助産学概論⑨	助産学概論⑩	助産学概論⑪	2	助産学概論⑭	助産学概論⑮	助産学概論⑯	助産学概論⑰	3	助産学概論⑮	助産学概論⑯	助産学概論⑰	助産学概論⑱	4	健康教育学方法論 プレコンセプションケア リハーサル、準備	健康教育学方法論⑰	健康教育学方法論⑱	健康教育学方法論⑲	5	健康教育学方法論⑱ プレコンセプションケアの実施				6	
	8	助産学概論⑨	助産学概論⑩	助産学概論⑪	助産学概論⑫	9	助産学概論⑰	助産学概論⑱	助産学概論⑲	助産学概論⑳	10	助産学概論⑱	助産学概論⑲	助産学概論⑳	助産学概論㉑	11	助産学概論⑱	助産学概論⑲	助産学概論⑳	助産学概論㉑	12	助産学概論㉑	助産学概論㉒	助産学概論㉒	助産学概論㉓	13	
	15	海の日				16	実習施設打合せ				17	実習施設打合せ				18	実習施設打合せ				19		20	学内選抜入学試験			
	22					23	期末試験				24	期末試験				25	期末試験				26		27				
	29	再評価発表	再評価発表	再評価発表	再評価発表	30	(助産・学部オープンキャンパス) (予定)				31	学部オープンキャンパス (助産は実習室見学に参加) (予定)				1	再評価	再評価	再評価	再評価	2	第2回オリエンテーション				3	
8月	5					6	地域母子保健フィールドワーク⑬⑭⑮ (壬生町健康福祉課3・4か月健診4名)				7					8	地域母子保健フィールドワーク⑯⑰⑱ (栃木市健康増進課 栃木会場4か月健診3名)				9					10	
	12	山の日振替				13					14					15					16					17	
	19					20					21	第3回オリエンテーション				22	学内演習				23	学内演習				24	
	26	学内演習				27	地域母子保健フィールドワーク⑲⑳㉑㉒ (栃木市健康増進課、 栃木会場4か月健診3名)				28	地域母子保健⑲	地域母子保健⑳	学内演習	学内演習	29	学内演習				30	学内演習 (助産学・夏休み 課題確認)				31	助産学研究① 女性心身医学会 8月31日~9月1日
9月	2	OSCE ⑳㉑㉒				3	OSCE ㉑㉒				4	分娩介助 再チェックテスト	宿舎引越し 荷物準備	5	学内演習 宿舎引越し 荷物発送	実習前 面談10名	6	実習室清掃 ・片付け				7					
	9	助産学実習 I II (獨協医科大学病院・埼玉医療センター・ 大野病院) 実習開始				10					11					12					13					14	
	16	敬老の日				17					18					19					20					21	一般入学試験
	23	秋分の日振替				24					25					26					27					28	
	30					1				2					3					4					5		

2024 年度 時間割(後期)

2024.1

	月					火					水					木					金				土		
	1	2	3	4		1	2	3	4		1	2	3	4		1	2	3	4		1	2	3	4	1	2	
10月					1					2					3					4					5		
	7				8					9					10					11					12		
	14	スポーツの日			15					16					17	壬生 MC実施			18					19			
	21	助産学実習Ⅱ開始 (済生会宇都宮病院)			22					23					24					25	獨協医科大学病院 埼玉医療センター 助産学実習Ⅱ終了				26		
	28	助産学実習Ⅱ開始 (恵愛病院)			29					30					31	帰校日 (国試手続き説明、事例検討会) 模擬試験解答回収 インフルエンザ予防接種・B型肝炎ワクチン			1					2			
11月	4	文化の日振替			5					6					7					8					9		
	11				12					13					14					15					16		
	18				19					20					21					22	助産学実習Ⅱ終了 (獨協医科大学病院・ 済生会宇都宮病院・恵愛病院、大野医院)				23	勤労感謝の日	
	25	助産学実習Ⅲ開始 (ことり、守谷、すこやか、はとがや)			26					27					28					29	助産学実習Ⅲ終了 (守谷、すこやか、はとがや)				30		
12月	2	助産学実習Ⅲ開始 (ことり)			3					4					5					6	助産学実習Ⅲ終了 (ことり)				7		
	9	第4回 オリエン テーション	実習後面談10名		10	講義科目 授業評価	実習記録・ 貸出物品返却			11	助産学 研究 ②	助産学 研究 ③		12					13					14			
	16	助産学 研究 ④	助産学 研究 ⑤		17	助産学 研究 ⑥	助産学 研究 ⑦		18	助産学 研究 ⑧	助産学 研究 ⑨		19					20					21				
		水畑	助産教員			荒井	助産教員				助産教員	助産教員															
	23				24					25					26					27					28		
	30				31					1					2					3					4		
1月	6				7	第2回模擬試験				8	助産学研究 ⑩⑪⑫⑬ 助産教員				9					10					11		
	13	成人の日			14	助産学研究⑭⑮ 発表 助産教員				15	模試ゼミ			16					17					18			
	20				21	国試指導				22	模試ゼミ			23					24					25			
	27				28	国試指導				29	受験票 配付	模試ゼミ			30					31					1		
2月	3				4					5					6					7					8		
	10	記録返却 教室清掃			11	建国記念日				12					13					14					15		
	17				18					19					20					21					22		
	24	天皇誕生日振替			25					26					27					28					1		
3月	3				4					5					6					7					8		
	10				11					12					13					14					15		
	17				18					19					20	春分の日				21					22		
	24				25					26					27					28					29		
	31																										

授業科目名	助産学概論		科目責任者	礒山 あけみ			
教員名	礒山 あけみ 小西 美樹 吉野 八重						
必修／選択	必修		開講学期	前期			
単位数	1単位	時間数	15時間	コマ数	8コマ		
I. 授業概要							
<p>少子高齢化が進む中で、社会に求められる専門職としての助産師の意義、役割と責務を学び、助産師の役割を自覚する。助産における基本概念、母子保健及び助産の変遷と現状、助産師と法律・倫理、および諸外国を含む助産師教育について学習する。</p>							
II. 授業目的							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 広い視野と豊かな感性、倫理観に基づく助産が実践できる能力を養う。 2. 保健・医療・福祉におけるチームの一員としての自覚をもち、多職種と協働しながら、助産師の役割を実践する能力を養う。 							
III. 到達目標							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 助産を構成する概念（定義・役割・責務）について説明できる。 2. 助産師教育、および必須の能力について説明できる。 3. 出産・助産の歴史について説明できる。 4. 助産倫理について説明・考察できる。 5. 助産ケアの基盤となる概念について説明できる。 6. 助産師の国際的な活動について説明できる。 7. 子どもと家族を支援するための概念や理論が説明できる。 							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	4	12	金	1	礒山 あけみ	助産ケアの基盤となる概念：保助看法、WHO, ICM が示す助産・助産師の定義、助産師の声明	事前：ICM 助産師の定義の精読
2	4	16	火	1		助産師の役割と責務・コアコンピテンシー	事前：職能団体 HP の閲覧 事後：助産師の身分・責務・必須能力の整理
3	5	1	水	1		助産・助産師の歴史的変遷 国内外の助産師教育	事前：国内外の助産師教育の整理 事後：助産師教育の課題と今後の助産師教育の在り方をまとめる
4	5	7	火	1		助産における倫理 職業倫理的側面事例に対する ディスカッション ICM（国際助産師連盟）による助産師の倫理綱領、日本助産師会の示した助産師の倫理綱領等助産の倫理に関する規範	事前：助産倫理綱領の精読 事後：助産師の職業倫理を整理
5	5	14	火	1		助産ケアの基盤となる概念：女性を中心としたケア、セクシャル・リプロダクティブヘルス/ライツ、エビデンスに基づく助産活動	事前：理論の整理
6	5	20	月	1	小西 美樹	子どもと家族を支援するための概念・家族を中心としたケア・理論	レポート課題

7	5	20	月	3	吉野 八重	助産師の国際的活動・出産文化の多様性	教科書該当内容の精読
8	6	4	火	3	小西 美樹	子どもの喪失と助産	レポート課題
V. 授業方法 講義、ディスカッション							
VI. 評価基準 講義への参加状況、筆記試験、課題レポート等から総合的に評価する。							
VII. 教科書・参考図書 <教科書> 1. 助産学講座 1 基礎助産学 [1] 助産学概論 第6版 医学書院 2022 2. 助産学講座 9 地域母子保健・国際母子保健 第6版 医学書院 2023 <参考図書> プリント資料配布、随時紹介する。							

授業科目名	ウィメンズヘルス概論		科目責任者	磯山 あけみ			
教員名	磯山 あけみ 荒井 洋子 添田 わかな 大野 みな子						
必修／選択	必修		開講学期	前期			
単位数	1単位	時間数	15時間	コマ数	8コマ		
I. 授業概要							
すべてのライフステージにある女性の性と生殖の健康について、リプロダクティブヘルス/ライツを踏まえて理解し、女性およびパートナーへの支援の在り方を学ぶ。プレコンセプションケアの概念、実際について学ぶ。							
II. 授業目的							
広い視野と豊かな感性、倫理観に基づく助産が実践できる能力を養う。							
III. 到達目標							
1. 女性のライフサイクルの各段階における健康課題および健康問題を説明できる。 2. リプロダクティブヘルスにおける主要な健康問題とそのケアを説明できる。 3. 思春期・更年期に起こりやすい健康障害について説明できる。 4. 心理・社会・文化的な性であるジェンダーについて考えを述べられる。 5. ライフサイクルを通じての女性の健康支援の重要性と助産師の役割を述べられる。							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	4	17	水	1	磯山 あけみ	リプロダクティブヘルスケア① (意図しない妊娠・性感染症・女性特有のがん)	教科書該当内容の精読
2	4	17	水	2		プレコンセプションケア① (概念・内容・ケアの実際)	
3	5	7	火	3		リプロダクティブヘルスケア② (就労女性に特有な健康課題)	
4	5	10	金	3	大野 みな子	プレコンセプションケア② (プレコンセプションケアの実際)	レポート課題(全教員)
5	5	14	火	3	磯山 あけみ	リプロダクティブヘルスケア③ (HPV ワクチン)	
6	5	23	木	4	荒井 洋子	リプロダクティブヘルスケア④ (不妊)	
7	6	11	火	4	添田 わかな	リプロダクティブヘルスケア⑤ (思春期・更年期女性に特有な健康課題)	
8	6	18	火	4			
V. 授業方法							
講義、ディスカッション							
VI. 評価基準							
講義への参加状況(20%)、定期試験(磯山・添田)(40%)、課題レポート(40%)から総合的に評価する。							
VII. 教科書・参考図書							
《教科書》							
1. 助産学講座 2 基礎助産学 [2] 母子の基礎科学 第6版 医学書院 2021							
2. 助産学講座 5 助産診断・技術学 I 第6版 医学書院 2021							
3. 家族計画指導の実際 第2版 増補版 医学書院 2017							
《参考図書》							
1. 不妊に悩む女性への看護 メディカ出版 2010							
2. 病気がみえる Vol.9 婦人科・乳腺外科 第4版 2018							

授業科目名	性と生殖の形態・機能		科目責任者	礒山 あけみ			
教員名	渡辺 博 稲葉 未知世						
必修／選択	必修		開講学期	前期			
単位数	1単位	時間数	15時間	コマ数	8コマ		
I. 授業概要 助産学の基礎知識として、男女の生殖器の形態・機能の特性、性の分化と発達、女性の正常な性周期、妊娠の成立と維持、胎児の成長発達について学習する。また、母子免疫および母子感染について学ぶ。							
II. 授業目的 対象を多面的にトータルに理解し、科学的な知識を活用して根拠のある助産が実践できる能力を養う。							
III. 到達目標 1. 機能形態学的な視点からみた男性と女性の特徴を説明できる。 2. 女性の性周期における調節機能と妊娠の成立の機序・維持機能について説明できる。 3. ヒトにおける性分化と胎児の成長発達について説明できる。 4. 分娩・産褥の生理的变化について説明できる。							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	4	18	木	2	渡辺 博	女性の性周期における調節機能	教科書該当内容の精読
2	4	19	金	1	稲葉 未知世	妊娠の生理と異常 胎児の発育・胎児付属物の機能	
3	4	19	金	2			
4	4	25	木	2	渡辺 博	妊娠の成立の機序・維持機能	
5	4	26	金	1	稲葉 未知世	産褥の生理と異常	
6	4	26	金	2			
7	5	2	木	2	渡辺 博	分娩の3要素、分娩機序	
8	5	9	木	2			
V. 授業方法 講義、ディスカッション							
VI. 評価基準 講義への参加状況、筆記試験から総合的に評価する。							
VII. 教科書・参考図書 <教科書> 1. 助産学講座 2 基礎助産学 [2] 母子の基礎科学 第6版 医学書院 2021 2. 助産学講座 6 助産診断・技術学Ⅱ [1] 妊娠期 第6版 医学書院 2021 3. 助産学講座 7 助産診断・技術学Ⅱ [2] 分娩期・産褥期 第6版 医学書院 2021 4. プリンシプル産科婦人科学第3版 産科編 メジカルビュー社 2014 5. 新生児学入門 第5版 仁志田博司 医学書院 2018							

授業科目名	周産期医学	科目責任者	成瀬勝彦				
教員名	成瀬勝彦 多田和美						
必修／選択	必修		開講学期	前期			
単位数	1単位	時間数	15時間	コマ数	8コマ		
I. 授業概要 助産学の基礎知識として、妊娠期、分娩期、産褥期における異常や合併症の病態と診断・治療、および産科手術について学ぶ。また、母子に関する薬剤について学習する。							
II. 授業目的 対象を多面的にトータルに理解し、科学的な知識を活用して根拠のある助産が実践できる能力を養う。							
III. 到達目標 1. 異常妊娠・分娩・産褥および合併症妊娠について各疾患の病態、診断、管理について説明できる。 2. 産科手術の適応、要約、禁忌と術式について説明できる。 3. 周産期および授乳期に使用される薬剤とその影響について説明できる。							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時 限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	4	15	月	3	成瀬勝彦	異常妊娠①	教科書の該当内容の 精読
2	4	15	月	4		異常妊娠②	
3	4	22	月	3		母体合併症を有する妊娠・分娩・産褥①	
4	4	22	月	4		母体合併症を有する妊娠・分娩・産褥②	
5	4	26	金	3	多田和美	異常分娩	
6	4	26	金	4		産科手術	
7	5	13	月	3		母子に関する薬剤、 陣痛促進剤の使用法と管理	
8	5	13	月	4		異常産褥	
V. 授業方法 講義、ディスカッション							
VI. 評価基準 講義への参加状況、筆記試験から総合的に評価する。							
VII. 教科書・参考図書 <教科書> 1. プリンシプル産科婦人科学第3版 産科編 メジカルビュー社 2014 2. 助産学講座3 基礎助産学 [3] 母子の健康科学 第6版 医学書院 2023 3. 助産学講座6 助産診断・技術学Ⅱ [1] 妊娠 第6版 医学書院 2021 4. 助産学講座7 助産診断・技術学Ⅱ [2] 分娩期・産褥期 第6版 医学書院 2021 <参考図書> 1. 林昌洋 他 妊娠・授乳とくすり Q & A 第2版 じほう 2013							

授業科目名	乳 幼 児 発 達 論		科目責任者	鈴 村 宏			
教 員 名	鈴村 宏 小西 美樹						
必修／選択	必 修		開講学期	前 期			
単 位 数	1 単 位	時 間 数	1 5 時 間	コ マ 数	8 コ マ		
I. 授業概要 新生児の子宮外生活への適応と、新生児および低出生体重児に起こりやすい疾患の病態と診断・治療について学習する。また乳幼児の成長・発達の診断について学ぶ。							
II. 授業目的 対象の力を引き出し、一つひとつの生命と家族の誕生・成長・発達を助け促す助産が実践できる能力を養う。							
III. 到達目標 1. 新生児の子宮外生活への生理的適応過程について説明できる。 2. 注意を要する新生児の症候や新生児に起こりやすい疾患の病態と診断・治療と支援について説明できる。 3. 低出生体重児、早産児に起こりやすい疾患の病態と診断・治療と支援について説明できる。 4. 乳幼児期の成長・発達を説明できる。 5. 乳幼児健診の目的・意義、観察項目と保健指導項目が説明できる。 6. 乳幼児によくみられる疾患と支援について説明できる。							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜 日	時 限	教 員 名	講義テーマ	授業外学習
1	4	15	月	2	鈴 村 宏	新生児の身体的・生理的特徴と適応	教科書該当内容の精読
2	4	22	月	2		新生児に起こりやすい症候と疾患新生児の外科疾患	
3	5	13	月	2		低出生体重児・早産児の特徴と疾患	
4	5	20	月	2			
5	5	27	月	2			
6	6	3	月	2			
7	6	3	月	3	小 西 美 樹	乳幼児の成長・発達と健康診査	
8	6	3	月	4		乳幼児によくみられる疾患と支援 ※ホームケア含む	
V. 授業方法 講義、ディスカッション							
VI. 評価基準 講義への参加状況、筆記試験から総合的に評価する。							
VII. 教科書・参考図書 ≪教科書≫ 1. 助産学講座 8 助産診断・技術学Ⅱ [3] 新生児期・乳幼児期 第6版 医学書院 2021 2. 仁志田博司 新生児学入門 第5版 医学書院 2018 3. 助産学講座 3 基礎助産学 [3] 母子の健康科学 第6版 医学書院 2023 4. 乳幼児健診マニュアル 第6版 医学書院 2019 ≪参考図書≫ 1. 最新 NICU マニュアル 第7版 診断と治療社 2022							

授業科目名	家族の心理・社会学		科目責任者	磯 律 子			
教員名	野畑 友恵 坂本 祐子 大島 知佐子 寺山 寿						
必修／選択	必 修		開講学期	前 期			
単位数	1単位	時間数	15時間	コマ数	8コマ		
I. 授業概要 妊娠・出産・子育て期にある親子とその家族に対する助産ケアを提供するために必要な心理・社会的な課題として、母子関係、父子関係、家族と社会のつながりなどを学ぶ。また、女性のライフサイクル各期におけるメンタルヘルスについて学習し、助産師の役割と支援について考察する。							
II. 授業目的 対象の力を引き出し、一つひとつの生命と家族の誕生・成長・発達を助け促す助産が実践できる能力を養う。							
III. 到達目標 1. 人間の発達課題について説明できる。 2. 乳幼児の心理・認知・社会的発達について説明できる。 3. 母親、父親の心理的特性と発達について説明できる。 4. 親子関係の発達における諸理論を述べられる。 5. 親子関係と乳幼児の心理・社会的発達への影響について説明できる。 6. 家族の機能と諸問題について説明できる。 7. 妊娠・出産・子育て期における心理・社会的支援について考えを述べられる。							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時 限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	5	31	金	1	寺 山 寿	親子関係と乳幼児の心理・社会的発達への影響（困難事例）	教科書該当内容の精読 レポート課題（全教員）
2	5	31	金	2			
3	6	7	金	1	野 畑 友 恵	人間の発達と環境、発達課題 母親と父親の心理的特徴と発達①	
4	6	7	金	2			
5	6	13	木	3	坂 本 祐 子	家族の機能・発達と障害	
6	6	13	木	4			
7	6	14	金	1	野 畑 友 恵	人間の発達と環境、発達課題 母親と父親の心理的特徴と発達②	
8	6	14	金	2	大 島 知 佐 子	NICU における心理・社会的支援	
V. 授業方法 講義、個人ワーク、ディスカッション							
VI. 評価基準 講義への参加状況、課題レポート等から総合的に評価する。							
VII. 教科書・参考図書 <教科書> 1. 助産学講座 4 基礎助産学 [4] 母子の心理・社会学 第6版 医学書院 2023 <参考図書> 授業中に随時提示する 1. 竹内正人編著 赤ちゃんの死を前にして 中央法規出版 2004 2. 山崎あけみ・原礼子 家族看護学 改訂第3版 南江堂 2022							

授業科目名	生殖と生命倫理	科目責任者	水 畑 喜代子				
教員名	水畑 喜代子 成瀬 勝彦 鈴木 達也 上杉 奈々						
必修／選択	必修		開講学期	前期			
単位数	1単位	時間数	15時間	コマ数	8コマ		
I. 授業概要							
<p>生命倫理、遺伝と生殖医療について基礎的な知識を学習する。</p> <p>周産期医療における倫理的な諸問題について学習する。助産に関連する生命倫理の特性を理解し、倫理的感受性と態度を養う。遺伝看護、不妊看護における助産師の役割を考察する。</p>							
II. 授業目的							
広い視野と豊かな感性、倫理観に基づく助産が実践できる能力を養う。							
III. 到達目標							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 生命倫理学の成立の背景および基本的概念を説明できる。 2. 周産期医療と倫理的問題の特徴を説明できる。 3. 遺伝および遺伝性疾患、出生前診断について理解を深める。 4. 不妊および生殖補助医療について学び、理解を深める。 5. 助産師として倫理的問題をもつクライアントへの支援を考え述べられる。 							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時 限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	5	17	金	1	水 畑 喜代子	倫理とは・生命倫理とは 助産師と生命倫理	教科書該当内容の精読 レポート課題（上杉）
2	5	17	金	2			
3	6	6	木	3	成 瀬 勝 彦	遺伝	
4	6	6	木	4		出生前診断の基礎知識	
5	6	14	金	3	上 杉 奈 々	出生前診断、重症新生児をめぐる倫理的問題 生殖補助医療をめぐる倫理的問題	
6	6	14	金	4			
7	6	24	月	4	鈴 木 達 也	不妊の診断と治療 生殖補助医療の実際	
8	7	1	月	4			
V. 授業方法							
講義、個人ワーク、ディスカッション							
VI. 評価基準							
講義への参加状況、筆記試験、課題レポートから総合的に評価する。							
VII. 教科書・参考図書							
<p>＜教科書＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 助産学講座 2 基礎助産学 [2] 母子の基礎科学 第6版 医学書院 2021 <p>＜参考図書＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 齋藤有紀子編著 母体保護法とわたしたち：中絶・多胎減数・不妊手術をめぐる制度と社会 明石書店 2002 2. 玉井真理子 遺伝医療とこころのケア－臨床心理士として NHK ブックス 2006 3. 生命倫理の基本構図 丸善出版 2012 4. 吉武久美子 産科医療と生命倫理 昭和堂 2011 5. ケーススタディのちと向き合う看護と倫理－受精から終末期まで 人間と歴史社 2010 6. モーリー D レイノー他 助産師の意思決定 エルゼビア・ジャパン 2006 7. 国際連合教育科学文化機関 ユネスコ生命倫理学必修 さいろ社 2010 							

授業科目名	助産診断・技術学 I (妊娠期)		科目責任者	水 畑 喜代子			
教員名	水畑 喜代子 荒井 洋子 磯 律子		磯山 あけみ 齊藤 克枝				
必修／選択	必 修		開講学期	前 期			
単位数	2単位	時間数	30時間	コマ数	15コマ		
I. 授業概要							
<p>妊娠期における身体的・心理的・社会的変化の理解の上に、母子の健康状態の診断を行い、母親が異常を予防し心身の変化に適応して快適に過ごせるように、妊娠経過に応じたケアを行うための、基本的な助産診断・援助技術、助産過程の展開について学習する。</p>							
II. 授業目的							
<p>対象を多面的にトータルに理解し、科学的な知識を活用して根拠のある助産が実践できる能力を養う。</p>							
III. 到達目標							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 妊娠期の助産診断の目的と視点について説明できる。 2. 助産診断を立案し、助産目標・計画が立案できる。 3. 妊婦および家族に対して診断に基づいた支援・指導案を立案できる。 4. 妊娠期の正常からの逸脱、ハイリスク状態の判断ができ、必要な支援を説明できる。 							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	4	12	金	2	水 畑 喜代子	オリエンテーション、助産診断	教科書該当内容の予習 レポート課題 (齊藤)
2	4	16	火	2	齊 藤 克 枝	周産期にある女性の栄養学①	
3	4	18	木	4	水 畑 喜代子	妊婦健康診査と助産ケア	
4	4	25	木	3	齊 藤 克 枝	周産期にある女性の栄養学②	
5	4	25	木	4	荒 井 洋 子	妊娠による変化とマイナートラブル	
6	4	30	火	1	水 畑 喜代子	ハイリスク妊婦の管理とケア	事前：提示課題 (健康教育案・媒体)の作成 講義：発表、ディスカッション 事後：健康教育案の整理
7	4	30	火	2			
8	5	2	木	3		妊娠初期の健康教育・ロールプレイ	
9	5	2	木	4	荒 井 洋 子	妊娠中期の健康教育・ロールプレイ	
10	5	9	木	3			
11	5	9	木	4		磯 律 子	妊娠後期の健康教育・ロールプレイ
12	5	16	木	3			
13	5	16	木	4	水 畑 喜代子 荒 井 洋 子 磯 律 子 磯 山 あけみ	事例に対する妊娠期の助産過程	事前：事例における妊娠期の助産過程 事後：修正
14	5	28	火	1			
15	5	28	火	2			
V. 授業方法							
<p>講義、演習 (健康教育案の作成、妊娠期の助産計画立案、ディスカッション)</p>							
VI. 評価基準							
<p>講義・演習 (提出物、ディスカッション) への参加状況 (40%)、および筆記試験 (60%) から評価する。</p>							

VII. 教科書・参考図書

《教科書》

1. プリンシプル産科婦人科学 第3版 産科編 メジカルビュー社 2014
2. 助産学講座3 基礎助産学 [3] 母子の健康科学 第6版 医学書院 2023
3. 助産学講座6 助産診断・技術学Ⅱ [1] 妊娠期 第6版 医学書院 2021
4. 五十嵐隆監修 授乳・離乳の支援ガイド (2019改訂版) 実践の手引き 母子保健事業団 2021

《参考図書》

1. 北川真理子・内山和美編 生田克夫医学監修 今日の助産 改訂第4版 南江堂 2019
2. 産婦人科診療ガイドライン産科編 2023 日本産科婦人科学会編集 日本産科婦人科学会事務局 2023

授業科目名	助産診断・技術学Ⅱ (分娩期)		科目責任者	荒井 洋子				
教員名	荒井 洋子 水畑 喜代子 磯 律子 磯山 あけみ							
必修／選択	必修		開講学期	前期				
単位数	2単位	時間数	30時間	コマ数	15コマ			
I. 授業概要 <p>正常な分娩プロセスを理解し、分娩期における母子の健康状態の診断を行い、正常経過を促進する助産ケアの基本的な助産診断・援助技術、助産過程の展開について学習する。また、産婦と家族の主体的な取り組みを尊重し親子の絆を深める出産の支援の在り方の追求と、分娩の異常を早期に発見し、緊急時に適切に対応できるための基本的知識を学ぶ。</p>								
II. 授業目的 <p>対象を多面的にトータルに理解し、科学的な知識を活用して根拠のある助産が実践できる能力を養う。</p>								
III. 到達目標 <ol style="list-style-type: none"> 1. 分娩期の助産診断の目的と視点について説明できる。 2. 分娩および分娩経過が母子に及ぼす影響を説明できる。 3. 助産診断を立案し、助産目標・計画が立案できる。 4. 分娩期の助産ケアに必要な基本的技術を説明できる。 5. 分娩経過中の異常や緊急時の対応について説明できる。 								
IV. 授業日程・テーマ								
回	月	日	曜日	時限	教員名	講義テーマ	授業外学習	
1	4	24	水	3	荒井 洋子	分娩期の助産診断 (4要素と経過診断)	事前：教科書該当内容 の予習 事後：配布資料の復習	
2	4	24	水	4		分娩期の助産過程		
3	4	30	火	3		磯 律子		産痛のメカニズムと産痛緩和法 産痛緩和法 演習
4	4	30	火	4				分娩に応じた産婦への援助
5	5	17	金	3	水畑 喜代子			ハイリスク産婦の管理とケア
6	5	17	金	4		産科麻酔分娩とケア		
7	5	22	水	1				
8	5	22	水	2	荒井 洋子 水畑 喜代子 磯 律子 磯山 あけみ	事例に対する分娩期の助産過程		事前：事例における分 娩期の助産過程 事後：助産過程の修正
9	5	24	金	1				
10	5	24	金	2				
11	5	30	木	2	荒井 洋子 水畑 喜代子 磯 律子 磯山 あけみ	事例に対する分娩期の助産過程		事前：事例における分 娩期の助産過程 事後：助産過程の修正
12	6	7	金	3				
13	6	10	月	2				
14	6	10	月	3	荒井 洋子 水畑 喜代子 磯 律子 磯山 あけみ	事例に対する分娩期の助産過程		事前：事例における分 娩期の助産過程 事後：助産過程の修正
15	6	10	月	4				
V. 授業方法 <p>講義、演習（産痛緩和、分娩期の助産計画立案、ディスカッション）</p>								
VI. 評価基準 <p>講義・演習（提出物、ディスカッション）への参加状況（20%）、および筆記試験（80%）から評価する。</p>								
VII. 教科書・参考図書 <p>《教科書》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. プリンシプル産科婦人科学 第3版 産科編 メジカルビュー社 2014 2. 助産学講座7 助産診断・技術学Ⅱ [2] 分娩期・産褥期 第6版 医学書院 2021 <p>《参考図書》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 照井克生 硬膜外無痛分娩 安全に行うために 改訂第4版 南山堂 2022 2. 北川真理子・内山和美編 生田克夫医学監修 今日の助産 改訂第4版 南江堂 2019 3. 分娩期の診断とケア 助産師基礎教育テキスト 2024年版 第5巻 日本看護協会出版会 2024 								

授業科目名	助産診断・技術学Ⅲ (産褥期)		科目責任者	磯 律 子			
教員名	磯山 あけみ 磯 律子 水畑 喜代子 荒井 洋子 高山 剛						
必修/選択	必 修		開講学期	前 期			
単位数	2単位	時間数	30時間	コマ数	15コマ		
I. 授業概要							
産褥期にある母体の生理的・心理的变化を理解し、母親の健康状態の診断を行い、回復過程を促進するケアを行うための助産診断および援助技術、助産過程の展開について学習する。また、母乳哺育の確立と育児支援のための診断・援助技術を学習する。新生児の胎外適応と出生直後のケアについて学ぶ。							
周産期のメンタルヘルス、産後の母子の2週間健康診査、産後1か月健康診査、および育児期まで、退院後の生活を視野に入れた保健指導等、日常生活支援の援助技術を学ぶ。							
II. 授業目的							
対象を多面的にトータルに理解し、科学的な知識を活用して根拠のある助産が実践できる能力を養う。							
III. 到達目標							
1. 産褥母子の助産診断の目的と視点について説明できる。 2. 助産診断を立案し、助産目標・計画が立案できる。 3. 褥婦のセルフケア能力に応じた支援を説明できる。 4. 新生児の胎外適応と出生直後のケアを説明できる。 5. 退院後の生活を踏まえた具体的支援・指導を説明できる。 6. 産褥期のハイリスク状態の判断ができ、必要な支援を説明できる。							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時 限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	5	7	火	2	磯 山 あけみ	産褥期の助産診断・事前テスト	教科書の該当内容の予習、配布資料を復習
2	5	14	火	2		産褥期に求められるケア① 周産期家族支援(父親・きょうだい・祖父母)	
3	5	23	木	2		産褥期に求められるケア② バースレビュー	
4	6	3	月	1	磯 律 子	母乳育児に関する基礎知識	事前：課題の発表 事後：ディスカッション後の修正
5	6	11	火	1		新生児期の助産過程 新生児の胎外適応と出生直後のケア、 新生児の健康診査とケア	
6	6	11	火	2	高 山 剛	周産期のメンタルヘルス	レポート課題
7	6	18	火	1			
8	6	18	火	2	磯 律 子	異常褥婦の管理とケア	
9	6	18	火	3			
10	6	20	木	3	磯 律 子 水 畑 喜代子 荒 井 洋子 磯 山 あけみ	事例に対する産褥期の助産過程 産褥早期～退院に向けて	事前：事例における産褥期の助産過程展開 事後：助産過程の修正
11	6	20	木	4			
12	6	21	金	3		事例に対する産褥期の助産過程 退院時、退院後2週間まで	

13	6	24	月	1	磯 律 子 水 畑 喜代子 荒 井 洋 子 磯 山 あけみ	事例に対する産褥期の助産過程 退院時、退院後2週間までの続き 産後2週間健診・1か月健診	事前：事例における産褥 期の助産過程展開 事後：助産過程の修正
14	6	24	月	2			
15	6	24	月	3			
V. 授業方法							
講義、演習（健康教育案の作成、産褥母子の助産計画立案、ディスカッション）							
VI. 評価基準							
講義・演習（提出物、ディスカッション）への参加状況および筆記試験から評価する。							
VII. 教科書・参考図書							
<教科書> 1. 助産学講座7 助産診断・技術学Ⅱ [2] 分娩期・産褥期 第6版 医学書院 2021 2. プリンシプル産科婦人科学 第3版 産科編 メジカルビュー社 2014 3. 家族計画指導の実際 第2版増補版 医学書院 2017 4. 母乳育児支援スタンダード第2版 医学書院 2015 5. 妊産婦メンタルヘルスマニュアル 中外医学社 2021							

授業科目名	助産診断・技術学Ⅳ (新生児期・乳幼児期)		科目責任者	荒井 洋子			
教員名	荒井 洋子 磯山 あけみ 水畑 喜代子 磯 律子 小西 美樹						
必修／選択	必修		開講学期	前期			
単位数	2単位	時間数	30時間	コマ数	15コマ		
I. 授業概要 乳幼児期（生後1か月～1歳）の健康診査と育児指導、および幼児期までの発育発達と保健指導、ハイリスク児の療育支援等、退院後の日常生活支援の援助技術を学ぶ。							
II. 授業目的 対象を多面的にトータルに理解し、科学的な知識を活用して根拠のある助産が実践できる能力を養う。							
III. 到達目標 1. 産褥母子の退院後の家族のセルフケア能力に応じた指導や支援を説明できる。 2. 助産診断に基づき、退院後の生活を踏まえた具体的な育児支援・指導を説明できる。 3. 乳幼児の発達過程を説明できる。 4. 乳幼児期の異常やハイリスク状態の判断ができ、必要な支援を説明できる。							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	5	7	火	4	荒井 洋子	乳幼児の発達を促す支援	教科書の該当内容の予習、配布資料復習
2	5	10	金	4		乳幼児期の助産診断	
3	5	15	水	1			
4	5	15	水	2			
5	6	4	火	1	磯 律子	育児技術	
6	6	4	火	2	磯 律子 荒井 洋子 水畑 喜代子 磯山 あけみ	事故防止グッズの市場調査（発表）	事前課題の発表 事後：ディスカッション後の修正
7	6	13	木	1	荒井 洋子	予防接種	
8	6	13	木	2	磯山 あけみ 磯 律子 荒井 洋子 水畑 喜代子	乳幼児期の成長発達と保健指導 乳児のスキンケア（保湿剤・日焼け止め、虫よけ、石鹸類）、育児グッズ、離乳食の市場調査	
9	6	19	水	1	荒井 洋子 磯 律子 水畑 喜代子 磯山 あけみ	乳幼児の成長発達と保健指導 生後2か月～9か月の助産過程 生後9か月～12か月の助産過程	
10	6	19	水	2			
11	6	25	火	1		1～3歳までの成長発達と保健指導	
12	6	25	火	2			
13	6	27	木	1			
14	6	27	木	2			
15	7	1	月	3	小西 美樹	ハイリスク児とチーム医療、ハイリスク児の退院後療育支援	レポート課題

V. 授業方法

講義、演習（健康教育案の作成、事例のグループワーク、ディスカッション）

VI. 評価基準

講義・演習（提出物、ディスカッションの内容含む）への参加状況、および筆記試験から評価する。

VII. 教科書・参考図書

《教科書》

1. 助産学講座 8 助産診断・技術学Ⅱ [3] 新生児期・乳幼児期 第6版 医学書院 2021
2. 仁志田博司 新生児学入門 第5版 医学書院 2018
3. プリンシプル産科婦人科学第3版 産科編 メジカルビュー社 2014
4. 母乳育児支援スタンダード第2版 医学書院 2015
5. 授乳・離乳の支援ガイド（2019改訂版）実践の手引き 母子保健事業団 2021
6. 恵谷ゆり こどもの心と体の成長・発達による食事Ⅰ 妊娠期・乳児期 金芳堂 2016
7. 乳幼児健診マニュアル第6版 医学書院 2019

《参考図書》

1. 水野克己：新版お母さんがもっと元気になる乳児健診 メディカ出版 2021
2. 産褥期のケア / 新生児期・乳幼児期のケア 助産師基礎教育テキスト 2024年度版 第6巻 日本看護協会出版会 2024

授業科目名	助産診断・技術学Ⅴ (ハイリスク)		科目責任者	水 畑 喜代子			
教員名	水畑 喜代子 荒井 洋子 多田 和美 稲葉 未知世						
必修／選択	必 修		開講学期	前 期			
単位数	1単位	時間数	15時間	コマ数	8コマ		
I. 授業概要 ハイリスクおよび異常妊婦、産婦、褥婦のアセスメントに必要な医学的知識と看護、および助産過程の展開について学ぶ。また、産科における救急時の対応について学ぶ。							
II. 授業目的 保健・医療・福祉におけるチームの一員としての自覚をもち、多職種者と協働しながら、助産師の役割を実践する能力を養う。							
III. 到達目標 1. 主なハイリスク妊娠・分娩・産褥の病態と診断および治療・管理について説明できる。 2. ハイリスク妊娠・分娩・産褥・新生児期の助産診断・ケアの実践に必要な知識を統合することができる。 3. 産科における手術の介補および助産ケアについて説明できる。 4. 産科における救急時の対応、および母体搬送時の対応について説明できる。							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時 限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	5	10	金	1	稲葉 未知世	合併妊娠①	事前：教科書の該当内容の予習 事後：配布資料の復習
2	5	10	金	2		母子感染の機序、種類と診断・管理	
3	5	27	月	3	多田 和美	合併妊娠②	
4	5	27	月	4		合併妊娠③	
5	5	31	金	3	水畑 喜代子	合併症妊娠の管理とケア	
6	5	31	金	4		産科手術の管理とケア	
7	6	12	水	3	荒井 洋子	産科救急における助産ケア・分娩後大出血・肩甲難産	
8	6	12	水	4		母体急変時の初期対応	
V. 授業方法 講義、ディスカッション							
VI. 評価基準 講義・演習への参加状況（10%）、定期試験（90%）とし、総合的に評価する。							
VII. 教科書・参考図書 《教科書》 1. プリンシプル産科婦人科学 第3版 産科編 メジカルビュー社 2014 2. 助産学講座6 助産診断・技術学Ⅱ [1] 妊娠期 第6版 医学書院 2021 3. 助産学講座7 助産診断・技術学Ⅱ [2] 分娩期・産褥期 第6版 医学書院 2021 4. 助産学講座8 助産診断・技術学Ⅱ [3] 新生児期・乳幼児期 第6版 医学書院 2021							

授業科目名	助産診断・技術学演習		科目責任者	荒井 洋子			
教員名	荒井 洋子 成瀬 勝彦 磯 律子 多田 和美 水畑 喜代子 小西 美樹 小嶋 由美 磯山 あけみ 大瀧 里美 中川 肇子						
必修／選択	必修		開講学期	通 年			
単位数	2単位	時間数	60時間	コマ数	30コマ		
I. 授業概要							
<p>妊娠・分娩・産褥・新生児期の助産診断・援助の実践に必要な基本的な技術を習得する。 (妊婦・産婦・褥婦のフィジカルアセスメント、新生児のフィジカルアセスメント、女性のフィジカルアセスメント、超音波診断、分娩介助術、裂傷縫合術、胎児モニタリング、呼吸法、リラクセス法、妊婦体操、産褥体操、産科救急、母体急変時の対応など) 新生児蘇生講習会「専門」コースを受講する。</p>							
II. 授業目的							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象の力を引き出し、一つひとつの生命と家族の誕生・成長・発達を助け促す助産が実践できる能力を養う。 2. 対象を多面的にトータルに理解し、科学的な知識を活用して根拠のある助産が実践できる能力を養う。 							
III. 到達目標							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 分娩介助の意義および原理を説明できる。 2. 正常分娩を介助するための基本的技術を習得できる。 3. 新生児蘇生講習会「専門」コースを修了することができる。 4. 妊産褥婦、新生児ケア、母乳育児支援に必要な技術を習得できる。 5. 会陰切開縫合術および超音波画像診断技術の基本を学ぶ。 							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時 限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	6	17	月	2	水 畑 喜代子	胎児心拍数陣痛図の判読	事前：教科書予習 事後：配布資料復習
2	6	17	月	3			
3	6	17	月	4			
4	7	1	月	1	多 田 和 美	超音波画像診断技術トレーニング	教科書5精読
5	7	1	月	2			
6	7	2	火	3	荒 井 洋 子	診断技術の実際 (内診法)	
7	7	2	火	4			
8	7	3	水	1	小 嶋 由 美	母乳育児支援	事前：教科書予習 事後：配布資料復習
9	7	3	水	2			
10	7	8	月	2	荒 井 洋 子	分娩介助の原理	事前：教科書2予習、 フリースタイル DVD視聴 事後：配布資料復習
11	7	8	月	3	荒 井 洋 子	分娩介助技術の説明 およびデモンストレーション	事前：資料精読 事後：チェックリスト をもとに振り返り
12	7	8	月	4	磯 律 子 水 畑 喜代子		
13	7	9	火	2	荒 井 洋 子		
14	7	9	火	3	磯 律 子 水 畑 喜代子		
15	7	9	火	4	大 瀧 里 美 中 川 肇 子		

16	7	10	水	2	水 畑 喜代子	助産の基礎技術	事前：妊婦健康診査、 褥婦健康診査、 早期母子接触と 出生直後の新生 児の健康診査・ ケア技術 事後：チェックリスト で評価
17	7	10	水	3	磯 律 子	出生児の健康診査とケア	
18	7	10	水	4	水 畑 喜代子 荒 井 洋 子		
19	7	11	木	2	磯 律 子	新生児の基礎技術（沐浴）	事前：沐浴技術
20	7	11	木	3	成 瀬 勝 彦	会陰切開縫合トレーニング	事前：教科書 7 予習
21	7	11	木	4			
22	7	12	金	3	水 畑 喜代子	新生児蘇生講習会 「専門」コース	事前：教科書 6 精読 巻末の問題集を予習
23	7	12	金	4	小 西 美 樹		
24	7	12	金	5	荒 井 洋 子 磯 律 子		
25	9	2	月	1	荒 井 洋 子	提示事例（OSCE） 分娩介助・早期母子接触・出生直後の新生児 のケア（チェックテスト）	事前：指定書籍の精読 DVD鑑賞、手 順書の精読 事後：振り返りシート
26	9	2	月	2	水 畑 喜代子		
27	9	2	月	3	磯 律 子		
28	9	2	月	4	磯 山 あけみ		
29	9	3	火	3	荒 井 洋 子	提示事例（OSCE） 妊婦健康診査・沐浴・新生児フィジカルア セスメント・授乳支援（チェックテスト）	事前：指定書籍の精読 DVD鑑賞、手 順書の精読 事後：振り返りシート
30	9	3	火	4	水 畑 喜代子 磯 律 子 磯 山 あけみ		
V. 授業方法 講義、演習							
VI. 評価基準 演習への参加状況（40%）、実技試験（60%）から総合的に評価する。							
VII. 教科書・参考図書 <教科書> 1. 助産学講座 6 助産診断・技術学Ⅱ [1] 妊娠期 第6版 医学書院 2021 2. 助産学講座 7 助産診断・技術学Ⅱ [2] 分娩期・産褥期 第6版 医学書院 2021 3. 助産学講座 8 助産診断・技術学Ⅱ [3] 新生児期・乳幼児期 第6版 医学書院 2021 4. プリンシプル産科婦人科学 第3版 産科編 メジカルビュー社 2014 5. 梁栄治 助産師と研修医のための産科超音波検査 改訂第3版 診断と治療社 2021 6. 日本版救急蘇生ガイドライン 2020 に基づく新生児救急蘇生テキスト 第4版 メジカルビュー社 2021 7. 進純郎、堀内成子：正常分娩の助産術—トラブルへの対応と会陰縫合術 医学書院 2010							

授業科目名	健康教育方法論		科目責任者	水 畑 喜代子			
教員名	水畑 喜代子 荒井 洋子 磯 律子 磯山 あけみ						
必修／選択	必修		開講学期	前期			
単位数	1単位	時間数	30時間	コマ数	15コマ		
I. 授業概要							
<p>助産ケアにおけるヘルスプロモーション活動、相談・教育の技術と実際について学習し、対象のニーズに基づく教育プログラムの計画、立案、実施、評価の方法を学ぶ。</p> <p>出産前の男女に対する教育や思春期教育、出産前に必要な個別教育を企画・実施し、性と生殖に関連する健康教育における助産師の役割を考察する。</p>							
II. 授業目的							
対象者を多面的にトータルに理解し、科学的な知識を活用して根拠のある助産が実践できる能力を養う。							
III. 到達目標							
<ol style="list-style-type: none"> 1. 助産ケアにおける健康教育（個別・集団）の理論・方法・役割を説明できる。 2. 助産の対象に必要な健康課題を理解し、健康教育の企画・立案と教材の開発ができる。 3. プレコンセプション教育の健康教育企画・立案と教材の開発ができる。 4. プレコンセプション教育の実施・評価ができる。 5. メンバー同士で協力し、グループワークを発展的に進めることができる。 							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時 限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	4	17	水	3	水 畑 喜代子	オリエンテーション、相談・教育・支援の基本、成人教育 健康教育の定義・指導案、評価の視点	教科書該当内容の精読
2	4	19	金	3	磯 山 あけみ	コミュニケーション演習	事前：自分のコミュニケーションの傾向を振り返る 事後：演習後の学びと課題
3	4	19	金	4		プレコンセプション教育の企画・立案①	事前：配布資料精読 事後：ニーズ分析
4	4	24	水	1	水畑 喜代子 (A組) 荒井 洋子 (B組) 磯 律子 (々)	プレコンセプション教育の企画・立案② (ニーズ分析グループで検討)	事前：ニーズ分析 事後：次の課題の明確化
5	4	24	水	2			
6	5	1	水	3		プレコンセプション教育の企画・立案③ (目的・目標、展開、指導案作成)	事前：目的・目標検討 事後：次の課題の明確化
7	5	8	水	3			
8	5	8	水	4		プレコンセプション教育の企画・立案④ (目的・目標、展開、指導案作成、媒体作成)	展開・指導案作成、媒体作成
9	5	21	火	1			
10	5	21	火	2		プレコンセプション教育の企画・立案⑤ (目的・目標、展開、指導案作成、媒体作成) 最終提出	
11	6	5	水	1			
12	6	5	水	2			
13	6	20	木	2			
14	7	5	金	1-2	水 畑 喜代子 荒 井 洋 子	プレコンセプション教育リハーサル 実施、振り返り	プレコンセプションクラスを実際に運営する 事後：全員で振り返り、評価
15	7	5	金	3-4	磯 律 子 磯 山 あけみ		

V. 授業方法

講義、演習、個人ワーク、グループワーク

履修上の注意

1. グループワークの際は、メンバーで相互に話し合い、意見交換をしながら進める。
2. 担当教員に進捗を報告し、次の課題を明確にして進める。
3. プレコンセプション教育の実施後振り返りを行い、各グループの評価をする。

VI. 評価基準

講義への参加状況（20%）、課題レポート（20%）、企画・立案・実施・評価内容（60%）とし、総合的に評価する。

VII. 教科書・参考図書

〈教科書〉

1. 助産学講座 5 助産診断・技術学 I 第6版 医学書院 2021
2. 家族計画指導の実際 第2版増補版 医学書院 2017

〈参考図書〉

1. 助産師による思春期の健康教育 日本助産師会出版 2020
2. 伊藤純子他 おもしろ健康教育のつくり方 医学書院 2024

授業科目名	地域母子保健		科目責任者	礪山 あけみ			
教員名	礪山 あけみ 磯 律子 小嶋 由美		水畑 喜代子 荒井 洋子 吉野 八重 山本 正子				
必修／選択	必修		開講学期	前期			
単位数	2単位	時間数	30時間	コマ数	15コマ		
I. 授業概要							
<p>我が国の母子保健行政と施策、現代社会が抱える母子保健の現状と課題について学習し、地域母子保健活動の意義と助産師の役割について考察する。地域母子保健活動の展開の実際について学ぶ。また地域の子育て支援活動や母親たちのグループ活動などの実際について理解する。</p> <p>特に、特定妊婦、児童虐待、DV等、妊娠中から産後のリスクスクリーニングと対応、地域連携と継続支援について学ぶ。</p>							
II. 授業目的							
保健・医療・福祉におけるチームの一員としての自覚をもち、多職種者と協働しながら、助産師の役割を実践する能力を養う。							
III. 到達目標							
<ol style="list-style-type: none"> 我が国の母子保健統計の動向と現状について説明できる。 我が国の母子保健の課題と母子保健サービスについて説明できる。 地域における母子支援、虐待防止、および療育支援について説明できる。 地域母子保健の推進に向けての多職種との協働、助産師の役割について記述できる。 子育て包括支援センターの機能および多職種との協働の実際を知る。 乳児（3・4か月）の健康診査の実際を知る。 							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	4	12	金	3	礪山 あけみ	地域母子保健の概念と意義	
2	4	16	火	3		母子保健の現状と動向	事前：母子保健の主な統計通読 事後：母子保健統計の整理
3	4	16	火	4		母子保健制度・施策	事前：居住地の市町村の出生数・行われている母子保健事業・子育て包括支援センターの概要
4	4	18	木	3		子育て世代包括支援、健やか親子21（第2次）と成育基本法	
5	5	20	月	4	吉野 八重	支援ニーズが高い母子と家族の健康課題① 在日外国人妊産婦・家族の健康	事前：資料の精読 事後：現状の課題と学びレポート
6	5	21	火	3	小嶋 由美	地域における育児支援・療育支援	事後：配布資料の復習レポート
7	5	21	火	4			
8	5	24	金	3	山本 正子	支援ニーズが高い母子と家族の健康課題② 児童虐待、DV：妊娠中から産後のリスクスクリーニングと対応、社会的養護	事前：内閣府HPで日本のDV支援の取り組みをレポート 事後：学びをまとめる
9	5	24	金	4		支援ニーズが高い母子と家族の健康課題③ 特定妊婦に対する地域連携と継続支援	事前：特定妊婦の定義、支援を調べる 事後：現状の課題と学びをレポート

10	5	28	火	3	磯 律 子	母子訪問指導の基本と展開方法 家庭訪問におけるアセスメントと保健指導、 地域母子保健活動の実際	事前：家庭訪問の実際 DVD 視聴、事例の家庭訪問の 計画立案
11	5	28	火	4			事後：計画の加筆修正 レポート
12	8	6	火		水 畑 喜代子 荒 井 洋 子 磯 律 子 磯 山 あけみ	1. 子育て包括支援センターの活動の実際を見学 2. 3・4か月健診への参画 ・壬生町健康増進課 8月6日(火) ・栃木市健康増進課 栃木会場 8月8日(木)、27日(火) のいずれか1日	事前：実習する保健センター管轄の市町村の出生数・行われている母子保健事業・子育て包括支援センターの概要・特定妊婦について・生後1か月から3・4か月の成長発達とアセスメント方法・乳児健康診査の意義・この時期の母親と家族への支援内容を調べる
13	8	8	木	9:00 ～ 17:00			事後：学内まとめ 8月28日(水) 9:00～12:00 3施設間での学びを共有する(90分)
14	8	27	火				レポート：地域における助産師の役割について(800字程度)
15	8	28	水	1・2			
V. 授業方法 講義・演習・フィールドワーク							
VI. 評価基準 筆記試験(50%)、課題レポート(50%)で評価する。							
VII. 教科書・参考図書 <教科書> 1. 助産学講座 9 地域母子保健・国際母子保健 第6版 医学書院 2023 2. 母子保健の主なる統計 令和6年刊行 母子保健事業団 2024 3. 乳幼児健診マニュアル 第6版 医学書院 2019 <参考図書> 1. DVD教材 日本助産師会 母と子へのやさしいサポート～母子訪問の基本～2010年改訂版、2011年 2. 国民衛生の動向 2023/2024 厚生労働統計協会							

授業科目名	助産管理学		科目責任者	礪山 あけみ			
教員名	礪山 あけみ 堀越 幸子		上杉 奈々 小嶋 由美	大野 みな子 舟橋 好恵			
必修／選択	必修		開講学期	前期			
単位数	2単位	時間数	30時間	コマ数	15コマ		
I. 授業概要							
助産師の役割・責務を自覚し、自律・自立して助産活動を遂行するために、病院・診療所・助産所における助産業務に関するマネジメントの実際を学ぶ。また、周産期におけるリスク・マネジメントについて学ぶ。災害時母子支援および助産政策について学ぶ。							
II. 授業目的							
1. 保健・医療・福祉におけるチームの一員としての自覚をもち、多職種者と協働しながら、助産師の役割を実践する能力を養う。							
2. 質の高い助産実践能力を持ち、助産学の発展に貢献する能力を養う。							
III. 到達目標							
1. 助産管理の基本概念を説明できる。							
2. 助産師に関わる法律について説明できる。							
3. 助産所の開業に関連する法律・基本的要件・助産師の責務について説明できる。							
4. 助産実践の場（病院・助産所）における助産管理について説明できる。							
5. 助産管理と周産期医療事故、リスク・マネジメントを関連づけて説明できる。							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時 限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	4	18	木	1	礪山 あけみ	助産管理の概念と要素	事後：助産管理の概念整理
2	4	22	月	1		助産師および助産業務に関わる法と責任① 助産師の法的義務、届出、業務に関わる関係法規	事前：助産師の法的義務、届出、業務に関わる関係法規を調べ、資料作成 事後：事前に追加修正
3	5	1	水	2		助産師および助産業務に関わる法と責任② 女性と子どもの支援に関わる法規	事前：女性と子どもの支援に関わる関係法規を調べ、資料作成 事後：事前に追加修正
4	5	8	水	1		助産と政策	事後：学びのレポート
5	5	8	木	2	舟橋 好恵	病院における助産管理① 助産外来、院内助産の実際	事前：教科書の当該内容精読 事後：配布資料の復習
6	5	13	月	1	礪山 あけみ	助産業務の範囲（助産業務ガイドライン）	事前：助産業務ガイドライン精読 事後：助産業務の法的特徴をまとめる
7	5	23	木	3	堀越 幸子	病院における助産管理② 日本における周産期医療体制	事前：教科書の当該内容精読 事後：配布資料の復習

8	5	29	水	2	舟橋好恵	病院における助産管理③ 助産外来、院内助産の実際	事前：教科書の当該内容精読 事後：配布資料の復習
9	5	30	木	3	堀越幸子	病院における助産管理④ 日本における周産期医療体制	
10	6	6	木	2	大野みな子	産科医療補償制度	
11	6	12	水	1	小嶋由美	助産所における助産管理	事前：教科書の当該内容精読 事後：配布資料の復習
12	6	12	水	2			
13	6	28	金	3	上杉奈々	周産期における医療安全① 周産期の医療事故とリスク・マネジメント	
14	6	28	金	4		周産期における医療安全② 判例（事例）にみる助産師の法的責任	
15	7	3	水	3	磯山あけみ	助産領域の災害対策	
V. 授業方法 講義、演習							
VI. 評価基準 講義への参加状況（40%）、筆記試験（60%）から総合的に評価する。							
VII. 教科書・参考図書 <教科書> 1. 助産学講座 10 助産管理 第6版 医学書院 2022 2. 助産学講座 1 基礎助産学 [1] 助産学概論 第6版 医学書院 2022 3. 助産業務ガイドライン 2019 日本助産師会出版会 4. 助産所開業マニュアル 2021 解説・管理・運営 日本助産師会出版会 2021 <参考図書> 1. 看護六法 新日本法規 2. 新版 助産師業務要覧 基礎編 第4版 日本看護協会出版会 2024年版 3. 新版 助産師業務要覧 実践編 第4版 日本看護協会出版会 2024年版							

授業科目名	助産学実習Ⅰ (継続事例実習)		科目責任者	礒山 あけみ	
教員名	礒山 あけみ 水畑 喜代子		荒井 洋子 礒 律子		
必修／選択	必修		開講学期	後 期	
単位数	1単位	時間数		週数	11週
<p>I. 授業概要</p> <p>基礎助産学領域、助産学実践領域の科目で学習した知識・技術を統合し、助産過程を展開して助産診断・技術の実践を行う。</p> <p>妊娠、分娩、産褥、新生児期の母子を継続して受け持ち、助産過程にそって経過の診断と必要なケア、相談・指導などを行い、助産実践に必要な基本的な技術、対象のニーズに対するケアを学ぶ。</p>					
<p>II. 授業目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象の力を引き出し、一つひとつの生命と家族の誕生・成長・発達を助け促す助産が実践できる能力を有する。 2. 対象を多面的にトータルに理解し、科学的な知識を活用して根拠のある助産が実践できる能力を有する。 					
<p>III. 到達目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 継続的な関わりにより、妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期の生理的変化および心理・社会的側面の変化を理解し、経過の診断、経過の正常・異常の診断、今後の経過予測診断が指導のもとにできる。 2. 妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期の健康診査の度にリスクチェックを行い、助産師が管理できる対象か、医師との協働管理、または医師管理下の指導のもとに判断できる。 3. 健康診査とエビデンスに基づき、各期において正常に経過させる保健指導・助産ケアを実施・評価できる。 4. 地域・生活の場での、母乳育児、育児不安、母子関係成立への援助等、母子と家族への援助ができる。 					
<p>IV. 実習単位・期間・場所</p> <p>実習単位：1単位 実習期間：2024年9月～12月 実習場所：獨協医科大学病院、獨協医科大学埼玉医療センター、大野医院</p>					
<p>V. 評価</p> <p>出席日数が履修規程における成績評価の資格要件を満たしていること。 実習における学習状況（実習参加度・態度・現場の評価）（60%）、実習記録・レポート（40%）</p>					
<p>VI. 実習方法</p> <p>実習要項参照</p>					

授業科目名	助産学実習Ⅱ (分娩介助実習)		科目責任者	礪山 あけみ	
教員名	礪山 あけみ 水畑 喜代子		荒井 洋子 礪 律子		
必修／選択	必修		開講学期	後 期	
単位数	10単位	時間数		週数	11週
I. 授業概要 基礎助産学領域、助産学実践領域科目で学習した知識・技術を統合し、助産過程を展開して助産診断・技術の実践を行う。分娩期を中心として、助産過程を展開する。分娩介助10例を目安として分娩介助術を学ぶ。					
II. 授業目的 対象者を多面的にトータルに理解し、科学的な知識を活用して根拠のある助産が実践できる能力を有する。					
III. 到達目標 1. 妊娠の成立から産褥・新生児期に至る全過程における対象の健康診査ができる。 2. 妊娠・分娩・産褥・新生児期にある対象の時期の診断、経過の診断、経過の正常・異常の診断、異常の種類とレベルの判断及び今後の経過予測診断ができる。 3. 診断に基づいて正常に経過させる援助や、原理に基づいた安全・安楽な分娩介助ができる。 4. 異常の発生予防と早期発見ができ、発生時の救急処置等、危険回避行動を指導のもとにできる。 5. 母子関係成立、母子及び家族関係への援助ができる。 6. 助産計画を用いて、上記1.～5.を対象の個別性に応じて実施し、評価できる。					
IV. 実習単位・期間・場所 実習単位：10単位 実習期間：2024年9月～12月 実習場所：獨協医科大学病院、獨協医科大学埼玉医療センター、済生会宇都宮病院、大野医院、恵愛病院					
V. 評価 分娩直接介助例数10例以上、且つ出席日数が履修規程における成績評価の資格要件を満たしていること。 実習における学習状況（実習参加度・態度・現場の評価）（60%）、実習記録・レポート（40%） 分娩介助件数が10例に満たない場合、実習記録の提出により、単位認定について配慮する。					
VI. 実習方法 実習要項参照					

授業科目名	助産学実習Ⅲ (助産管理実習)		科目責任者	礒山 あけみ	
教員名	礒山 あけみ 水畑 喜代子		荒井 洋子 礒 律子		
必修／選択	必修		開講学期	後 期	
単位数	1単位	時間数	週数		1週
I. 授業概要 助産所の管理・運営、ケアサービスの実際について学習し、開業助産師をモデルとして助産師の自律性と専門性および地域における助産師の役割を考察する。					
II. 授業目的 1. 対象を多面的にトータルに理解し、科学的な知識を活用して根拠のある助産が実践できる能力を有する。 2. 保健・医療・福祉におけるチームの一員としての自覚をもち、多職種者と協働しながら、助産師の役割を実践する能力を有する。					
III. 到達目標 1. 地域社会で生活する母子を対象とした様々な助産活動を学習し、社会と時代および対象のニーズに即した助産師の役割・業務を説明できる。 2. 地域における母子保健活動、地域連携について説明できる。 3. 助産師独自の機能と業務範囲、法的責任を説明できる。 4. 助産所における施設・設備やサービスを提供するための管理・経営について説明できる。 5. 地域における助産師活動を学び、助産師の自律性および専門性について発展的に考察し記述できる。					
IV. 実習単位・期間・場所 実習単位：1単位 実習期間：2024年11月～12月 実習場所：ことり助産院、はとがや助産所、すこやか助産院、守谷助産院					
V. 評価 出席日数が履修規程における成績評価の資格要件を満たしていること。 実習における学習状況（実習参加度・態度・現場の評価）(60%)、実習記録・レポート（40%）					
VI. 実習方法 実習要項参照					

授業科目名	助産学研究		科目責任者	水畑喜代子			
教員名	水畑喜代子 荒井洋子 磯山あけみ 磯律子						
必修／選択	必修		開講学期	後期			
単位数	1単位	時間数	30時間	コマ数	15コマ		
I. 授業概要							
助産師にはエビデンスにもとづく実践が求められる。同時に助産実践の効果をエビデンスとして示していく必要がある。本科目では、助産学研究の目的・意義を学び、文献クリティークを通して研究の動向を把握する。実践事例を振り返り、文献で得られた知見を踏まえて考察する。							
II. 授業目的							
質の高い助産実践能力を持ち、助産学の発展に貢献する能力を有する。							
III. 到達目標							
1. 助産学研究の目的・意義を説明できる。 2. 事例検討の目的・意義を説明できる。 3. 文献検索とクリティークの方法を説明できる。 4. 実践事例を振り返り、文献で得られた知見を踏まえて考察できる。 5. 学会に参加し先行研究の発表にふれ、助産師の役割・責務を記述できる。							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	8	31	土	終日	水畑喜代子 荒井洋子 磯律子	学術集会の参加 第52回日本女性心身医学会学術集会参加 8月31日～9月1日	学術集会参加の課題 レポート提出
2	12	11	水	1	水畑喜代子	オリエンテーション 助産学研究の目的・意義 文献検索とクリティーク	事後：講義レジュメの 復習 第4・6回クリ ティーク文献課 題の提示
3	12	11	水	2	水畑喜代子 荒井洋子 磯律子 磯山あけみ	担当教員と検討事例の決定	
4	12	16	月	1	水畑喜代子	文献のクリティーク①	事前：論文クリティーク 事後：加筆
5	12	16	月	2	水畑喜代子 荒井洋子 磯律子	事例検討の個別指導 文献レビュー	担当教員より 指導受ける
6	12	17	火	1	荒井洋子	文献クリティーク②	事前：論文クリティーク 事後：加筆
7	12	17	火	2	水畑喜代子 荒井洋子 磯律子	事例検討の個別指導 文献レビュー	担当教員より 指導受ける
8	12	18	水	1	水畑喜代子 荒井洋子 磯律子	事例検討の個別指導 文献レビュー、論文執筆、発表に向けた準備	
9	12	18	水	2			
10	1	8	水	1			
11	1	8	水	2			
12	1	8	水	3			
13	1	8	水	4			

14	1	14	火	1	水 畑 喜代子 荒 井 洋 子 磯 律 子 磯 山 あけみ	研究発表	発表後追加修正し論文 提出する
15	1	14	火	2			
V. 授業方法 個別指導							
VI. 評価基準 研究プロセスにおける学習状況、提出物（クリティーク・事例研究論文）（80%）、学会参加、課題レポート（20%）で評価する。							
VII. 教科書・参考図書 <教科書> 適宜講義で紹介する。 <参考図書> 1. 山崎茂明他 看護研究のための文献検索ガイド 第4版増補版 日本看護協会出版会 2010 2. 山川みやえ よくわかる看護研究論文のクリティーク 第2版 日本看護協会出版会 2020							

授業科目名	Evidence-Based Practice	科目責任者	礒山 あけみ				
教員名	礒山 あけみ						
必修／選択	選 択		開講学期	前 期			
単位数	1単位	時間数	15時間	コマ数	8コマ		
I. 授業概要							
国内外の文献検討を行いながら、実践されている助産実践の科学的根拠を吟味する。これを通してEBPに対する態度を養う。							
II. 授業目的							
1. 科学的な知識を活用して根拠のある助産が実践できる能力を有する。 2. 質の高い助産実践能力を持ち、助産学の発展に貢献する能力を有する。							
III. 到達目標							
1. 助産における根拠に基づく助産実践の重要性を説明できる。 2. 助産にかかわる既存の研究の検討を通して、臨床疑問（クリニカル・クエスチョン）の見つけ方を説明できる。 3. 論文の書式、表現、論理構成などを説明できる。 4. 助産における研究結果と実践への応用について説明できる。							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	4	25	木	1	礒山 あけみ	オリエンテーション、 文献検索	事前：関心のある RQ を担当し、その エビデンス文献 について1つ選 び精読し、プレ ゼンテーション する 担当以外の学生も配布 された文献を読む 事後：ディスカッショ ンした内容をま とめる
2	5	2	木	1		クリニカル・クエスチョンの見つけ方と作成	
3	5	9	木	1		文献講読 クリティーク資料作成	
4	5	16	木	1		各回2名ずつ担当 担当のリサーチ・クエスチョン（RQ）につ いてプレゼンテーションディスカッション	
5	5	23	木	1			
6	5	30	木	1			
7	6	6	木	1			
8	6	20	木	1			
V. 授業方法							
プレゼンテーション、ディスカッション							
VI. 評価基準							
学習状況、課題レポート、プレゼンテーション、ディスカッションから総合的に評価する。							
VII. 教科書・参考図書							
<教科書> 適宜紹介する。 <参考図書> 1. 日本助産学会 エビデンスに基づく助産ガイドライン－妊娠期・分娩期・産褥期 2020 2. 森臨太郎他 ほんとうに確かなことから考える妊娠・出産の話コクランレビューからひもとく医学書院 2019 3. 福原俊一、サーチ・クエスチョンの作り方～診療上の疑問を研究可能な形に～ 第3版 臨床研究デザイン塾 2015							

授業科目名	ウィメンズヘルス支援		科目責任者	荒井 洋子			
教員名	磯山 あけみ 荒井 洋子 磯 律子 坪田 明子 河野 陽介						
必修／選択	選 択		開講学期	前 期			
単位数	1単位	時間数	15時間	コマ数	8コマ		
I. 授業概要							
女性のライフサイクルにおける性と生殖に関連した健康を支援する能力が求められる。さらに女性がおかれている社会状況やジェンダーにまつわる健康など、多様性（ダイバーシティー）の実現を目指した社会において、健康を支える態度を養う。							
II. 授業目的							
広い視野と豊かな感性、倫理観に基づくウィメンズヘルスに関するケアが実践できる能力を養う。							
III. 到達目標							
1. 特別支援学校での保健教育の実際が説明できる。 2. 多様な性の在り方の配慮し、支援について説明できる。 3. 出生前診断にかかわる悩みを持つ女性・家族の支援について説明できる。 4. 不妊・不育症への支援について説明できる。							
IV. 授業日程・テーマ							
回	月	日	曜日	時限	教員名	講義テーマ	授業外学習
1	5	16	木	2	磯山 あけみ	オリエンテーション、ジェンダー、FGM、性の多様性	事前：各講義に関する情報収集 事後： 1. リアクションペーパーの提出 2. 各講義後課題
2	5	22	水	3	河野 陽介	性的マイノリティと医療①	
3	5	22	水	4		性的マイノリティと医療② グループディスカッション・プレゼンテーション	
4	5	30	木	4	磯 律子	助産師が行ういのちの教育、特別支援学校での保健教育	
5	6	5	水	3	坪田 明子	出生前診断、遺伝（染色体異常等）① 女性・家族への支援①	
6	6	5	水	4		出生前診断、遺伝（染色体異常等）② 女性・家族への支援②グループディスカッション・プレゼンテーション	
7	6	25	火	3	荒井 洋子	不妊・不育症への支援（制度・支援）①	
8	6	25	火	4		不妊・不育症への支援（制度・支援）②グループディスカッション、プレゼンテーション	
V. 授業方法							
プレゼンテーション、ディスカッション							
VI. 評価基準							
事前課題レポート（20%）、授業への参加状況（40%）、プレゼンテーション（40%）とし、総合的に評価する。							
VII. 教科書・参考図書							
<推薦図書> 1. 拓殖あづみ 生殖技術と親になること 不妊治療と出生前検査がもたらす葛藤 みすず書房 2022							

獨協医科大学規程

獨協医科大学助産学専攻科規程

平成23年4月1日制定

最終改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、獨協医科大学学則（以下「学則」という。）第4条に規定する獨協医科大学助産学専攻科（以下「専攻科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 専攻科は、助産師を養成することを目的とする。

(教員組織)

第3条 専攻科には保健師助産師看護師学校養成所指定規則第3条に規定する専任の教員を置く。

(専攻科長)

第4条 専攻科に専攻科長を置く。

2 専攻科長の選考に関する事項は、別に定める。

(管理運営)

第5条 専攻科の管理運営については、獨協医科大学助産学専攻科運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行うものとする。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(収容定員)

第6条 専攻科の収容定員は、10人とする。

(修業年限)

第7条 専攻科の修業年限は、1年とする。

(学年)

第8条 学年は4月1日から、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学年は、次の学期に分ける。

前学期 4月1日から8月31日まで

後学期 9月1日から3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日（4月23日）

(4) 夏季休業（8月上旬から8月下旬まで）

(5) 冬季休業（12月下旬から1月上旬まで）

2 前項第4号から第5号の休業期間は、都度、学長が定める。

3 学長は、必要がある場合は、休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

(入学の時期)

第11条 専攻科の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第12条 専攻科に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する女性で、かつ、看護師資格を有する者で、入学試験に合格し、かつ、所定の手続を経たものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
(入学者の選抜等)

第13条 専攻科に入学を志願する者については、別に定めるところにより入学者の選抜を行う。

- 2 前項の入学者選抜における合格者の認定は、運営委員会の議を経て、学長が決定する。
(検定料、入学料及び授業料等)

第14条 専攻科の学費は以下とする。

入学検定料 30,000円 授業料 900,000円
 入学金 200,000円 実習費 500,000円
 (教育課程)

第15条 授業科目は、基礎助産学領域、助産学実践領域及び助産学発展領域に区分する。

- 2 前項の授業科目及びその単位数並びに履修方法は、別表の定めるところによる。
(単位の計算方法)

第16条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第17条 授業科目の修了の認定は、その授業科目についての平素の学習状況、出席状況、試験その他の成績により、学年末又は学期末に行うものとし、それに合格した学生には、所定の単位を与える。

- 2 成績等の表示及び成績評価基準は、次のとおりとする。

区分	評価	成績評価基準	G P
合格	S	100～90点	4.0
	A	89～80点	3.0
	B	79～70点	2.0
	C	69～60点	1.0
不合格	F	59点以下	0.0
無効	X	—	—
G P対象外	T	単位認定科目	—
	W	履修中止	—

- 3 既修得単位認定科目は「T」、履修登録済みにもかかわらず途中で履修を中止した科目は「W」、無効とされた科目は「X」で成績表には表記する。

- 4 各評価にG P (Grade Point) を設け、所定の計算式に基づきG P A (Grade Point Average) を算出する。ただし、「X (無効)」となった科目のG Pは「0.0」とみなし、当該年度のG P Aを算出する。

(修了)

第18条 修業年限1年以上在学し、かつ、所定の授業科目の単位を修得した学生の修了の認定は、運営委員会の議を経て、学長が決定する。

- 2 学長は、前項の規定により修了と認定された者には、修了証書を授与する。

3 修了に関する事項は、別に定める。

(その他)

第19条 上記以外の事項については獨協医科大学学則に準拠する。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、運営委員会及び学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

獨協医科大学助産学専攻科履修規程

平成30年4月1日制定

最終改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、助産学専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修、試験等の取扱い及び災害等の休講措置等に関し、専攻科規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 開設する授業科目、単位数及び必修・選択の別は、規程別表のとおりとする。

(履修登録)

第3条 学生は所定の期日までに、履修しようとする授業科目を看護学部事務室看護教務課に届け出なければならない。

(修了の要件)

第4条 学生は、修了するためには1年以上在学し、規程別表に定めるところにより必修36単位及び選択1単位以上の合計37単位以上を修得しなければならない。

(履修の認定及び成績評価)

第5条 次の第1号及び第2号を履修認定及び成績評価を受けるための資格要件とし、いずれも満たしていなければならない。

(1) 当該科目の全授業回数の3分の2以上に出席していること。ただし、実習科目はその単位数に応じて算出された実習日数の4分の3以上出席し、かつ分娩介助実習においては、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表二（第三条関係）に定められた助産学実習における分娩の取扱い要件（以下「分娩の取扱い要件」という。）を満たしていること

(2) 正当な理由がなく授業料等の学費を滞納していないこと

2 履修認定及び成績評価は、前項の要件を満たした上で、シラバス等により周知されている科目毎の評価方針に基づき、規程第17条第2項の成績評価基準に照らし、専攻科運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て学長が決定する。

3 第1項第1号に定める授業の出欠について、授業開始時刻から20分を超える遅刻は、これを欠席として取り扱う。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

4 第1項各号により履修認定及び成績評価を受けるための資格を有しない場合の成績は「X（無効）」とする。

(成績評価の方法)

第6条 成績評価は、定期試験、課題発表、レポート、実習記録物、実技、授業への参加度等の方法により、またこれらを併用して総合的に評価する。各授業科目の具体的な成績評価の方法はシラバス等に公示する。

(定期試験)

第7条 前条の成績評価の方法のうち、定期試験は、原則として各授業科目が終了する学期末に、専攻科長が一定の期間を定めて行うものとし、筆記、レポート又は実技試験等の方法により行う。

(追試験)

第8条 病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験することができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 前項の追試験の受験を希望する者は、「追試験願」と欠席の理由を証明できる書類を添え、所定の期日までに看護学部事務室看護教務課に提出しなければならない。

3 追試験の許可は、本人の「追試験願」と欠席理由証明書等に基づき、委員会の議を経て学長が決定する。

- 4 追試験受験を認められた者は、1科目につき1千円の追試験料を納入しなければならない。
- 5 追試験は、その都度本学が定めた期間に行う。
- 6 追試験は得点の90%をもって評点とする。

(成績再評価)

第9条 成績評価の結果、得点が合格点に満たなかった者に対しては、成績再評価を行うことができる。ただし、実習科目の成績再評価は行わない。

- 2 成績再評価の方法は、筆記試験、レポート提出又は実技の形式等とし、科目毎の方法は成績再評価実施前に公示する。
- 3 成績再評価の許可は、委員会の議を経て学長が決定する。
- 4 成績再評価を許可された者は、「成績再評価願」に成績再評価として1科目につき2千円を添えて看護学部事務室看護教務課に提出しなければならない。
- 5 成績再評価は、その都度本学が定めた期間に行う。
- 6 成績再評価は、合・否をもって評価し、合格には60点を与え、C評価とする。

(補習実習)

第10条 実習科目において、実習施設の分娩介助件数等の諸事情により、正規の実習期間に分娩の取扱い要件を満たさなかった場合は、補習実習を行うものとする。

- 2 補習実習実施後は委員会に報告するものとする。

(追実習)

第11条 実習科目において、病気その他やむを得ない理由により第5条第1項第1号の要件を満たせなかった場合は、追実習を行うことができる。

- 2 前項の追実習の実施の可否は、欠席の理由を証明できる書類に基づき専攻科長が判断するものとし、追実習実施後は委員会に報告するものとする。

(再履修)

第12条 不合格とされた授業科目は、翌年度再履修しなければならない。ただし、実習科目は実習施設等の制限があるため、再履修はできない。

(不正行為)

第13条 当該科目において不正行為があったと認められる場合は、その科目の成績を「X（無効）」とする。

- 2 前項の不正行為が極めて悪質な場合は、当該学生がその学期に履修した全科目を「X（無効）」とする。
- 3 前二項の措置は、委員会の議を経て学長が決定し、獨協医科大学学生懲戒規程に基づき厳重に処分する。

(休講措置)

第14条 台風等低気圧の接近により、栃木県を中心とする関東地方に「暴風警報」、「大雪警報」等が発令された場合、もしくは台風等の自然災害又はストライキにより、JR東日本及び東武鉄道双方の交通機関の通学経路が運行停止となった場合の授業等の取扱いについては、次のとおりとする。

警報あるいは運行停止解除時刻	授業等の取扱い
午前7時までに解除された場合	平常どおり授業を行う
午前9時までに解除された場合	1限目は休講、2限目から授業を行う
午前11時までに解除された場合	2限目まで休講、3限目から授業を行う
午後1時までに解除された場合	3限目まで休講、4限目から授業を行う
午後1時現在解除されない場合	全日休講とする

- 2 前項によらないその他の非常事態により、授業等の実施が困難と認められる場合は、専攻科長は、その都度、臨時休講の措置をとることができる。
- 3 授業等の実施中に前二項による事態が発生し、速やかに学生を下校させることが必要と認められる場合は、専攻科長は、その都度、授業等を打ち切り、臨時休講の措置をとることができる。

(学外実習の取扱い)

第15条 学外実習の実施または継続が困難な状況になった場合の取扱いは、次のとおりとする。こ

の場合における実習の打切りについては、専攻科長が判断するものとする。

警報あるいは運行停止解除時刻	実習の取扱い
午前6時までに解除された場合	平常どおり実習を行う
午前10時までに解除された場合	午後から実習を行う
午前10時までに解除されない場合	全日実習を中止する

(補講等の実施)

第16条 前二条により、授業等が休講若しくは打切りとなった場合は、専攻科長は、当該授業等に係る補講等の実施等事後の対応措置について速やかに学生に通知しなければならない。

(救済措置)

第17条 第14条各項及び第15条に規定する臨時休講の措置が講じられなかった場合において、学生が運行を停止した交通機関が発行する「運休証明書」、「遅刻証明書」等を提示した場合は、当該学生が不利益を被らないよう配慮するものとする。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

獨協医科大学個人情報保護規程

令和4年4月1日制定

最終改正 令和4年12月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、獨協医科大学（以下「本学」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な収集、利用、管理及び保存を図り、もって本学における個人の權益及びプライバシーの保護に資することを目的とする。

2 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき個人を識別するために指定される番号をいう。）及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）の取扱いについては、別に定める「獨協医科大学特定個人情報保護規程」によるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「個人情報」とは、現在及び過去における本学の教職員並びに学生及び患者その他これらに準ずる者に関する情報であって、本学が業務上取得し、又は作成したもののうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項が定めるもの）が含まれるもの

2 この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令（以下「政令」という。）で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

3 この規程において「個人情報データベース等」とは、本学の教職員が職務上作成し、又は取得した個人情報を含む情報の集合物であって、本学の学生及び教職員が組織的に用いるものとして、本学が組織的に保有している次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

4 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この規程において「保有個人データ」とは、本学が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定められるものをいう。

6 この規程において「仮名加工情報」とは、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除したり個人識別符号の全部を削除することにより他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

7 この規程において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

(2) 第1項第2号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）

8 この規程において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらの属する者をいう。

9 この規程において「本人」とは、個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(責務)

第3条 本学は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う本人の権益及びプライバシーの侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 本学の教職員は、本人の権益及びプライバシーの保護に努めなければならない。

3 本学の教職員であった者は、在職中に知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。

(学術研究における適用除外)

第4条 この規程は、本学が学術研究の用に供する目的で個人情報及び個人データを取り扱う場合であって、次の各号に掲げる場合には適用しない（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(1) あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる場合として次に掲げるもの（第14条第1項、第2項の例外）

ア 本学が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

イ 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

(2) あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる場合として次に掲げるもの（第15条第1項第2号の例外）

ア 本学が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。

イ 本学と共同して学術研究を行う学術研究機関等から要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき。

(3) あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる場合として次に掲げるもの（第20条第1項の例外）

ア 個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき。

イ 本学と共同して学術研究を行う学術研究機関等へ個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき。

ウ 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術目的で取り扱う必要があるとき。

2 本学は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この規程を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第2章 個人データの安全管理

(個人情報管理者等)

第5条 本学は、第1条に掲げる目的を達成するため、個人情報統括管理者（以下「統括管理者」という。）、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）及び個人情報情報管理者（以下「情報管理者」という。）を置く。

2 統括管理者は、学長をもって充てる。

3 保護管理者は、医学部長、大学院医学研究科長、看護学部長、大学院看護学研究科長、事務局長、各病院長、附属看護専門学校長、附属看護専門学校三郷校長をもって充てる。

- 4 保護管理者は、その所管する業務の範囲内における個人情報（以下「所管情報」という。）の収集、利用、提供及び管理並びに本人からの開示、訂正等の請求に関し、この規程の定めに従い、適正に処理する責任を有する。
- 5 保護管理者は、各部署で個人情報を取り扱う者（以下「取扱担当者」という。）に対し、当該個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 6 情報管理者は、情報基盤センター長とする。
- 7 情報管理者は、情報システムにおける個人データを適正に管理運用する責任を有する。
- 8 所管情報の管理責任範囲について疑義が生じた場合は、当該の保護管理者（情報管理者を含む。）間の協議により、これを定めるものとする。

（適正管理）

第6条 保護管理者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、所管情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 保護管理者は、所管情報を、その利用目的に応じ、最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 3 保護管理者は、保有する必要がなくなった所管情報を、確実かつ迅速に廃棄し、又は消去しなければならない。

（個人情報保護委員会）

第7条 本学の個人情報の保護に関わる重要事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する事項は、別に定める。

（個人データの管理）

第8条 保護管理者は、所管する部署の保有する個人データを適正に管理するため、次の事項を記録した個人データ管理台帳を作成し、所管の事務室に備え置く。

- (1) 個人情報データベース等の名称
 - (2) 個人データから識別される本人の属性等
 - (3) 個人データの項目
 - (4) 利用目的
 - (5) 取扱部署、責任者
 - (6) 個人データの保管期間
 - (7) その他必要な事項
- 2 各部署の取扱担当者は、個人データの取扱状況を確認するため、個人データ取扱記録簿を作成し、次の事項を記録しなければならない。
 - (1) 個人情報データベース等の利用・出力状況
 - (2) 個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持出し状況
 - (3) 個人データ等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。）
 - (4) 個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

- 3 保護管理者は、定期的又は臨時に個人データの管理状況及び取扱状況を確認しなければならない。（情報システムにおける個人情報の電子計算機処理）

第9条 情報管理者は、本学の情報システムの管理・運用に係る業務を遂行するため、個人情報を取扱うときは、当該個人情報に係る保護管理者と協議の上、個人情報の入力、更新、削除、検索等の電子計算機処理を担当する者及び処理を行う場合の条件等を定めなければならない。

- 2 情報管理者は、個人データへの不当なアクセス等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講ずるものとする。
- 3 情報管理者は、電子計算機による個人データの処理を新たに開始しようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 情報管理者は、次に掲げる場合において、電子計算機の外部への接続ができる。
 - (1) 法令に定めがあるとき。
 - (2) 情報管理者が委員会の意見を聴いて特に必要があると認めるとき。

（情報漏えい等事案への対応）

第10条 取扱担当者は、個人データの漏えい等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、直ちに

保護管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた保護管理者は、統括管理者に報告するとともに、速やかに次の措置を講じなければならない。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 影響範囲の特定
- (3) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (4) 再発防止策の検討及び実施
- (5) 実関係及び再発防止策等の公表

3 本学は、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして次に掲げる事態が生じたときは、当該事態を知った後、速やかに個人情報保護委員会（内閣府外局）及び文部科学省に報告しなければならない。ただし、他の個人情報取扱事業者等から個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者等に通知したときは、この限りでない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

4 前項の場合における報告事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

5 第3項の場合において、本学は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が第3項第3号に定めるものである場合にあつては60日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を個人情報保護委員会（内閣府外局）に報告しなければならない。

6 本学は、第3項に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、本人に対し、前項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し）

第11条 委員会は、個人情報の取扱い状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むため、少なくとも毎年1回、取扱状況を把握し、安全管理措置を見直す。

（本学教職員の監督及び教育）

第12条 本学は、個人情報の安全管理のために、教職員に対して、必要かつ適切な監督及び教育を行う。

第3章 個人情報の取得、利用

（利用目的の特定）

第13条 教職員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という）をできる限り特定しなければならない。

2 教職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の制限、変更)

第14条 取得した個人情報、特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとし、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

3 前二項の規定による利用目的の範囲を超えて、他の目的で利用する場合は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(要配慮個人情報の収集)

第15条 要配慮個人情報の収集は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(1) 第14条第3項各号に該当する場合

(2) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「個人情報保護法施行規則」という。）で定める者により公開されている場合

(3) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を収集する場合

(4) 委託、事業承継又は共同利用に伴って個人データの提供を受ける場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(5) 第4条第1項第2号に該当する場合

(個人情報の収集)

第16条 個人情報の収集は、適法かつ相当な手段により個人情報を取得しなければならない。

2 本学は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

第4章 個人データの委託、共同利用、第三者提供

(業務の委託)

第17条 本学が利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部又は一部を外部業者等に委託する場合には、個人データを提供することができる。

2 前項の場合、本学は、委託された当該個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 前項の監督のため、本学は、委託先の選定に当たって、委託先の業務・管理体制、規程整備等の状況の確認（必要に応じ個人データの取扱場所での現地確認等）をし、個人データの安全管理措置が十分になされることを確認するものとする。

4 第2項の監督のため、委託先と締結する委託契約に、次の事項を盛り込むものとする。

(1) 委託先における個人データを取り扱う者の明確化に関する事項

(2) 委託先において講ずべき安全管理措置の内容

(3) 個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん、複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）の禁止

(4) 委託先の秘密の保持に関する事項

(5) 委託された個人データの再委託の可否及び条件等に関する事項

(6) 委託契約終了後の個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除に関する事項

(7) 委託契約内容が遵守されなかった場合の損害賠償その他の措置に関する事項

(8) 委託先において個人データの漏えい事故等が発生した場合の報告義務及び責任に関する事項

(9) 委託契約期間等に関する事項

5 保護管理者は、委託契約の内容の実施状況を把握するため、委託先に対し定期的又は臨時的に監査等を行うこととする。

(学外要員の受入れ)

第18条 前条の規定は、個人情報の取扱いを含む業務のために、学外から要員を受け入れる場合に於いて準用する。

(共同利用)

第19条 本学は、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合には、当該特定の者に個人データを提供することができる。

2 前項の場合において、本学は、次に掲げる事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(1) 個人データを共同利用する旨

(2) 共同利用する個人データの項目

(3) 共同利用する者の範囲

(4) 共同利用する者の利用目的

(5) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

3 本学は、代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(第三者への提供)

第20条 本学は、第4条第1項第3号又は第14条第3項各号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会（内閣府外局）へ届け出たとき（以下「オプトアウト」という。）は、当該個人データを第三者に提供することができる。なお、個人情報保護委員会への届出は、電子情報処理組織を使用するか、又は所定の届出書及びその記載事項を記録した光ディスクを提出することにより行う。

(1) 本学の名称、住所、学長の氏名

(2) 第三者への提供を利用目的とすること

(3) 第三者に提供される個人データの項目

(4) 第三者に提供される個人データの取得の方法

(5) 第三者への提供の方法

(6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(7) 前号の本人の求めを受け付ける方法

(8) 第三者に提供される個人データの更新の方法

(9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

3 前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号及び第7号から第9号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会（内閣府外局）に届け出なければならない。

4 第2項に定めるオプトアウトは、次に掲げる事項については、適用しない。

(1) 要配慮個人情報

(2) 偽りその他不正の手段により取得された個人データ

(3) 他の個人情報取扱事業者からオプトアウト規定により提供された個人データ（その全部又は一部を複製・加工したものを含む。）

5 次に掲げる場合は、第三者提供に該当しない。

(1) 第17条の定めによる委託に伴って個人データを提供する場合

(2) 前条の定めによる共同利用に伴って個人データを当該特定の者に提供する場合

(3) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合

6 本学は、当該提供先において、個人データを提供する目的以外での利用、他の者への再提供、複製複製、改ざん、漏えい、盗用等がなされないように、個人データの安全管理のために講ずべき措置について、提供先と契約書を締結するなど、適切な措置を講じなければならない。

(外国にある第三者への提供)

第21条 本学は、個人データを外国にある第三者に提供するに当たっては、次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

(1) 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にある外国として個人情報保護法施行規則で定める国・地域にある第三者への提供をする場合

(2) 外国にある第三者が次の基準のいずれかに適合する体制を整備している場合

ア 本学と外国にある第三者との間で当該第三者における個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。

イ 外国にある第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。

(3) 第4条第1項第3号又は第14条第3項各号に該当する場合

2 本学は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ次に掲げる事項を、電磁的記録の提供、書面の交付等により、本人に提供しなければならない。

(1) 提供先となる外国の名称

(2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報

(3) 第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報

3 本学は、第1項第2号の規定により個人データを外国にある第三者に提供した場合には、第三者による継続的な措置の実施を確保するために、実施状況を定期的に確認する等の必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて必要な措置に関する情報を、電磁的記録の提供、書面の交付等により本人に提供しなければならない。

(第三者への提供に係る記録の作成等)

第22条 個人データを第三者(国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。)へ提供したとき(第14条第3項各号に該当する場合又は20条第4項各号に該当する場合を除く。)には、保護管理者は、次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、本学が本人に対する物品又はサービスの提供に関連して当該本人の個人データを第三者へ提供する場合において当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

(1) 本人の同意を得ている旨(第20条第2項の規定により個人データを提供した場合は提供した年月日)

(2) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあつては、その代表者又は管理人の氏名(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、個人データを第三者に継続的に若しくは反復して提供したとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。

3 本学は、前2項により作成した記録を、次の各号に応じて保存しなければならない。

(1) 第1項ただし書きに基づき契約書等で記録に代えた場合 最後に個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日まで

(2) 前項ただし書きに基づき一括して記録を作成した場合 最後に個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日まで

(3) 前2号以外の場合 当該記録を作成した日から3年間

4 本人は、第1項の記録について、開示を請求することができる。請求の手続については、第24条

の規定を準用する。

(第三者からの提供を受ける際の確認等)

第23条 第三者(国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。)から個人データの提供を受けるに際しては、保護管理者は、次の事項を確認し、その取得方法が適法なものであることを確認しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第14条第3項各号、第4条第1項第3号又は第20条第4項各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項により個人データの提供を受けた場合、保護管理者は、次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、本学が本人に対する物品又はサービスの提供に関連して第三者から個人データの提供を受けた場合において当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

(1) 本人の同意を得ている旨(第20条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合は個人データの提供を受けた年月日)

(2) 前項各号に掲げる確認事項

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

(5) 第20条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合は、個人情報保護委員会(内閣府外局)による公表がされている旨

3 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けたとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。

4 本学は、前二項により作成した記録を、次の各号に応じて保存しなければならない。

(1) 第2項ただし書きに基づき契約書等で記録に代えた場合 最後に個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日まで

(2) 前項ただし書きに基づき一括して記録を作成した場合 最後に個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日まで

(3) 前二号以外の場合 当該記録を作成した日から3年間

第5章 保有個人データの開示、訂正、利用停止等

(保有個人データの本人への周知)

第24条 本学は、保有個人データに関し、次に掲げる事項を本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くものとする。

(1) 本学の名称

(2) 全ての保有個人データの利用目的(第13条第5項第1号、第2号に該当する場合を除く。)

(3) 保有個人データの利用目的の通知請求(次条)、開示請求(第26条)、訂正等の請求(第29条)、又は利用停止等の請求(第30条)に応じる手続(請求等に係る手数料を含む。)

(4) 保有個人データの取扱いに関する苦情や問い合わせの申出先

(利用目的の通知請求)

第25条 本人は、自己に関する保有個人データの利用目的の通知を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

2 前項の請求は、学生証、職員証、身分証明書、代理権を有することを証明する書面等により本人又は代理人であることを明らかにし、本学の定める所定の請求書を、本学の定める手数料とともに保護管理者に提出して行わなければならない。

3 保護管理者は、第1項の請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく利用目的を通知しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条第2号の規定により保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第13条第5項第1号、第2号に該当する場合

4 保護管理者は、求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(開示の請求)

第26条 本人は、当該本人が識別される保有個人データについて、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護法施行規則で定める方法による開示の請求をすることができる。

2 前項の請求は、当該請求に必要な事項を明記した文書（別記様式第1号）を、当該保護管理者あてに提出して行うものとする。

3 第1項の請求を受けた保護管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

4 個人情報の全部又は一部を開示しないときは、保護管理者は、その理由を文書（別記様式第2号）により当該本人に通知しなければならない。

(存否応答拒否)

第27条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示個人情報を開示することとなるときは、保護管理者は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示の方法)

第28条 個人情報の開示は、開示請求等をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、本学が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(訂正等の請求)

第29条 本人は、自己が識別される保有個人データの内容が真実でないときは、第26条第2項に定める手続に準じて、保護管理者に対し、その訂正・追加・削除を請求（別記様式第1号）することができる。

2 前項の請求を受けた保護管理者は、当該請求に係る事実を調査・確認し、必要な措置を講じ、結果を当該本人に通知しなければならない。ただし、訂正・追加・削除に応じないときは、その理由を文書（別記様式第2号）により通知しなければならない。

(利用停止等)

第30条 本人は、保護管理者に対し、当該本人が識別される保有個人データが本規程に違反して取扱われているとき又は収集されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 保護管理者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 本人は、保護管理者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第14条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 保護管理者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第26条第1

項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

7 保護管理者は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第3項及び第4項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(不服の申立て)

第31条 本人は、個人情報の取扱い並びに個人情報の開示及び訂正・追加・削除の請求に基づいてなされた措置に不服があるときは、委員会に対し、不服の申立てを行うことができる。ただし、不服申立て事項が内容同一の場合は、再度の申立てはできない。

2 前項の申立てををするときは、本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書(別記様式第3号)を、当該保護管理者を経て、委員会あてに提出するものとする。

3 委員会は、前項の文書の提出があったときは、速やかに必要な調査を行うものとする。この場合において、委員会は、必要に応じ、当該本人、当該機関・部署の教職員その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 委員会は、調査終了後、不服申立てに対し必要な措置を講ずることを決定し、その結果を当該本人に文書(別記様式第4号)で通知するとともに、可及的速やかに統括管理者に報告しなければならない。

5 統括管理者は、前項の報告を受けたときは、規定に反する行為を行なった者に対し、当該行為の存否に関する委員会の議を経て、就業規則に基づき、必要な処分をすることができる。

第6章 仮名加工情報及び匿名加工情報の作成等及び義務

(仮名加工情報の作成等)

第32条 本学は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護法施行規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

2 本学は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護法施行規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。

3 本学は、法令に基づく場合を除くほか、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下同じ。)を取り扱ってはならない。

4 本学は、仮名加工情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を公表しなければならない。また、利用目的の変更を行った場合には、変更後の利用目的を公表しなければならない。ただし、次の各号に定める場合にはこの限りではない。

(1) 利用目的を公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

- 5 本学は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 6 本学は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報でないものを含む。）を第三者に提供してはならない。
- 7 本学は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 本学は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便等により送付し、若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護法施行規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第14条、第10条第3項、第4項、第5項、第24条から第26条まで、第29条及び第30条の規定は、適用しない。

(匿名加工情報の作成等)

第33条 本学は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために、必要なものとして個人情報保護法施行規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 本学は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏洩を防止するために、適切な方法によりこれらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 本学は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護法施行規則に従い、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 本学は、個人情報保護法施行規則に従い、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 本学は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 本学は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する不服の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第7章 雑則

(補則)

第34条 この規程に定めるもののほか、個人情報保護に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第35条 この規程に関する事務は、総務部総務課が行う。

(患者及び診療情報の提供等)

第36条 本学附属の各病院の患者に関わる保有個人データについては、各病院長の定めるところにより、情報提供等を行うことができる。

(規程の改廃)

第37条 この規程の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。



獨協医科大学 助産学専攻科

GRADUATE PROGRAM OF MIDWIFERY,
DOKKYO MEDICAL UNIVERSITY